

2日目（9月2日）

第3回福生市議会定例会会議録（第14号）

平成21年9月2日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聡君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小 峯 勝君	会 管 理 計 者 選挙管理 委員会 事務局 長	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君		榎戸 宏君
監査委員 事務局 長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係 長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	----------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第3回福生市議会定例会議事日程(2日目)

開議日時 9月2日(水) 午前10時

日程第1 一般質問

日程第2 議案第48号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第49号 平成21年度福生市一般会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第50号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第51号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第52号 平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第53号 平成21年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第54号 平成20年度福生市一般会計決算認定について

日程第9 議案第55号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第10 議案第56号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

日程第11 議案第57号 平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について

日程第12 議案第58号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第13 議案第59号 平成20年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第14 議案第60号 平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第15 議案第61号 市道路線の廃止について

日程第16 陳情第21-6号 介護保険に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第3回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いをいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、9番、阿南育子君。

（9番 阿南育子君質問席着席）

○9番（阿南育子君） おはようございます。それでは、先の通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

今回は、一問一答という形で取り組ませていただきます。議会改革の一環で、市民にわかりやすい議会づくりということで、実験取り組みということですので、今回の質問の中身から言いますと、市長というよりも教育長に、何度か立ったり座ったりしていただくことになると思いますので、その辺の御協力もぜひお願いいたします。

それでは、4点あるうちのまず1点目の、出生記念樹により、市内に緑をふやしていくことについてを伺います。出生記念樹、この取り組みは、お子さんが生まれるとお祝いの意味を込めて、希望者に記念樹の配布がされているというふうに思いますけれども、市の木と市の花であるキンモクセイとツツジが選択できるということで、これは子どもが生まれると緑がふえるといういい事業ではないかなと思っているのですが、現在の希望者の状況はどのようになっているのでしょうか。また、住宅事情によっては、なかなか希望できないという欠点があるのかなというふうに思うのですけれども、なかなかお庭がなかったり、集合住宅に住んでいますと木をもらうということは希望できないというようなことで、この取り組みの状況は今どうなっているのかとい

うことをお聞きしたいと思います。

先日行われましたCO₂削減特別委員会の学習会でも、「低炭素社会の理想都市実現に向けた研究」というものが、この2010年まで、この福生市をフィールドに行われていくということで、その紹介がありましたけれども、そこでも公園や公共施設、文化史跡などを緑地としてつなぎ、グリーンラインとしてネットワークさせていくという提案が披露されていました。私も緑と湧水を組み合わせて、歩いて楽しい道づくりを提案しておりますけれども、この出生記念樹を家の庭に植えるということだけではなく、例えば市内の公園などに植えるというようなことも選べるように変更していくというようなことは考えられないのか。さらに希望者をふやしていくということは、考えられないかというところからの質問でございますので、よろしくお願いします。以上1点目の質問です。よろしくお願いします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。阿南議員の御質問にお答えいたします。

出生記念樹により、市内に緑をふやしていくことについてでございますが、この配布事業は、緑化の推進と新生児をお祝いするという二つの目的で、昭和47年度から開始されました。配布に当たりましては、市の木「モクセイ」か、市の花「ツツジ」を選択いただいております。配布数につきましては、10年前の平成10年度は、339人でしたが、平成20年度は、183人と約46%減少しております。その原因は、出生数と配布希望者の減少でございます。出生数は平成10年度は682人、平成20年度は541人と21%の減少で、それ以上に配布数が減少しておりますので、希望者が減少しているものと考えるところでございます。

他市の状況は、既に廃止している自治体が大半で、現在実施しているのは、東京都26市中、三鷹市、武蔵野市、そして福生市の3市でございます。

緑化事業は、市民に安らぎや潤いを与えるだけでなく、都市防災、地球温暖化対策、美しい都市景観の創出、生態系の保全など、多くの役割をあわせ持つ、重要な施策であると考えております。

御指摘の住宅事情などで配布できなかった出生記念樹を市内に植栽できないかとのことでございますが、現在、公園などでも植栽できる場所はあまりございません。出生記念樹配布事業につきましては、見直しの時期に来ていると考えておりますので、さまざまな方法を考えてまいりたいと思っておりますので、御承知おきいただければと思っております。以上でございます。

○9番(阿南育子君) 市長からの御答弁ありがとうございました。朝一番から、とても寂しい、出生記念樹はもう終わっていくのかなと言うような、なかなか公園などでも植栽できる場所はないという厳しいお答えだったのですけれども、この現在実施している26市中の3市の並びを見ますと、三鷹市、武蔵野市、福生市の3市ということで、こう福生市が並んでいるのがちょっと不思議なような、三鷹市と武蔵野市は、俗にいうお金がある市というふうな認識でいる中で、福生市はまあここまで頑張ってきたのかなということと、現在ではどうなんだろうという意見が出るのも仕方が

ないかなと感じるところではあるんですけども、ただこの出生記念樹によって緑がふえてきたということは、少ないながらも実績があったのではないかなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、CO₂削減特別委員会を設けられたり、環境ということが今、大きく取り上げられている中で、たとえ200本弱といえども毎年木がふえていくという事業をしてきたっていうのはすごく評価ができるところではないのかなというふうに思っています。また、福生市に新しく生まれた命を市として祝う、そういった気持ちを形にあらわすという意味でもすばらしい事業だと思っております。ただこの市の花、市の木ということで、木の種類がどうしても2種類しかないというところで、モクセイというのはきれいなんですけれども、香りが強いということでやはり好き嫌いが強い木なのかなというふうには思いますので、また、生物多様性であるとか、生態系を考えた植樹というようなことが言われている中で、2種類しかないっていうのは、ちょっと厳しかったのかなというふうに思っております。

やるのであれば、あえてどこかのエリアで、例えば、ツツジの丘づくりをするなど、名所づくりみたいなことができれば、ツツジもあんまり刈り込んだりしないで、伸びやかなツツジなんかすごく見ごたえがあってすてきですので、そうした場所をつくっていくとかいうことも含めて、もう一度その公園だけでない市内のいろいろな場所を検討して見てはいかがかなというのが、1点あります。

それで、三鷹市と武蔵野市で行っているということですので、どのような形で行っているのか、ということをお聞きしておきたいと思います。それを再質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○生活環境部長（森田秀司君） 2点いただきました。まとまってツツジの丘ですか、そういうような構想ということでございますが、先ほど市長答弁にもございましたように、市の公園、ほとんど植えるところはないというところが現状かなと思っております。また、今後少しでもそういうような緑をふやしたいという思いは持っておりますので、またいろいろ検討していきたいというふうには思っております。

それと、2つの市の木の種類でございます。武蔵野市につきましては6種類でございまして、ジュンベリーという木と、ユスラウメ、ブルーベリー、オリーブ、ベンジャミン、バラキという6種類でございます。また、三鷹市につきましては、キンモクセイ、カンツバキ、ゲッケイジュ、サルスベリ、それとハナカイドウ、ウメ、バラキと、この7種類を出生記念樹として、配布をしているというふうに聞いております。ベンジャミンとバラキにつきましては、冬場は室内で育てていただくようにというようお願いもしているようです。ちなみに市の木と市の花の関連でございますが、武蔵野市の木はケヤキでありますし、花はサクラ、三鷹市は木はイチョウ、花はハナカイドウとなっているようでございます。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。いろいろな種類の木を扱っているということで、選びやすさということもあったのかなということと、市の花、市の木というのがわりと大きなものだったようですので、それだけには限ることがで

きなかったのかなというような、三鷹市と武蔵野市の事情も少しわかりました。

要望をさせていただきたいと思います。建築家のアントニオ・ガウディが、建築物は今後、自然との一体化をしていくであろうというふうに言葉を残しているのですけれども、この出生記念樹に使ってきた予算ということを、ぜひ緑をふやすということをあきらめずに使っていただきたいなというふうに要望いたします。

この環境の時代におきまして、自分の子どもが産まれたことによってまちに緑がふえていくっていうことは、ふるさとづくりとかそういうところにつながる心づくりになるのではないかなと思います。喜びにもつながるのではないのでしょうか。そういった意味では、この意味合いも含めて検討するにしても、丁寧に検討をしていただきたいなというふうに思います。

例えば、どこかに植えることは難しいというお答えだったのですが、どこかに植えたり、公園の木を例えば入れ替えていくっていうようなことに使えたとすれば、そういうことをカードで渡していくということで、どこかの緑がふえたのはうちの子が産まれたからだというようなことで、つながっていくとすごく楽しいと思いますし、また、植える先は壁面緑化や、屋上緑化、校庭の芝生化とかさまざまやりたいことってたくさんあるわけなんですよ。そういうところに何人か集まると、少し緑がふえるよっていうようなことがつながっていくといいのかなと思います。また、グリーン購入券という話が、朝来ましたら議員の中で話題になりましたが、グリーン購入券という形でお祝いを渡すということをするれば、緑がふえるというところはつながるので、そういう形もひとつあるのではないかな。また、片倉跡地は都の土地なんですから、ああいったところに森をつくるということに、何か関係できたらいいなということも含めて、さまざまな方面からぜひ検討していただきたいなというふうに思います。この200本近くを配布してきた実績をぜひいい形で、変更をするならするということで、見直しをしていただきたいなということを要望いたしまして、この1点目の出生記念樹については終わりにさせていただきたいと思います。

それでは続きまして2点目、図書館行政についての1点目の、市立の図書館についてをお伺いいたします。

図書館については、これまでもさまざまな場面で取り上げてきたつもりです。特に、子どもたちの読書環境の整備という観点では、本日もあとで学校の図書館ということで取り組みますけれども、いろいろと意見を申し上げてきたところではありますが、また、ほかの議員も毎回の議会でも図書館については、さまざま取り上げてきたところだと思います。それだけ重要な事業であると言えるのではないかと思います。今回、特に生活者ネットワーク主催の学習会におきまして、日本図書館協会の理事で、元浦安図書館の館長されていた恒世田良さんのお話を聞く機会がありまして、改めて図書館というところは子どもたちだけでなく社会全体にとって大事な場所であるし、可能性も多く秘めたところなのだとということで、とても感動いたしまして、さて、福生市の図書館はどのような状況なのかということで、質問をさせていただくことにしました。

まず1点目としましては、図書館は本の貸し出しということが大きな事業の中心ではあると思いますが、それと同時に地域情報センターとしての機能も持っているという点です。各自治体に図書館が整備される理由の一つとも言えるのではないかと思います。福生市に関する情報を収集する役割があるということです。自分の地域、自治体の情報を興味を持って、また、継続的に集め、それを整理し市民へ提供することができるとありますが、この地域情報センターとしての機能、地域の情報を集めるだけではなく、提供という意味では幅広い情報を提供する地域情報センター機能ということになると思いますが、このことについて、どのような御見解を持っていられっしゃるかということを確認しておきたいと思います。

また、2点目として、レファレンス機能について伺います。今年度、6月15日号の広報ふっさの一面を全面的に使いまして、図書館の紹介がされております。その中にも、レファレンス室が中央図書館にはあって、調べ物ができますということが書かれております。この機能こそ図書館の持つ重要な機能で、これがどれだけ利用されているかということが、市民生活に単に内面的な豊かさだけでなく、実生活に役立つものとして利用される場になっているかということになるわけです。これからの図書館という意味でも、今まで広域利用であるとか、ブックディテクションでの盗難防止や、貸し出し業務をスムーズにいかせることなど進めてきたわけですが、図書館機能の中身の充実ということが、今後さらに進められていくべきだということも、この常世田さんはおっしゃっていました。特に、東京多摩地区の図書館は、全国的に見ても図書館行政をいい意味で引っ張ってきた、力のある図書館が多いということで、この多摩地区でこうした中身の機能が今後強化され、市民生活の中に図書館を使っていくという文化がさらに充実し、根付いていくことを期待されているともお話をされました。福生市の図書館では、このレファレンス機能の充実と利用促進についてどのようにお考えでしょうか。2点目の質問といたします。

続いて3点目です。このレファレンス機能というものは、市民生活で密着した形で使われることが望まれていると申し上げました。仕事という場面でも使える機能なわけですが、情報化社会と言われておりまして、インターネットが取り上げられますが、実は皆さんお感じになっている方も多いと思いますが、このインターネットというのは世界じゅうの情報が手に入るのですが、たどり着いたものが果たして正しいのかどうなのか、また、たどり着くのは、ほんの情報の入り口に過ぎないということで、検索を重ねていくと、調べたような気持ちになってしまうものです。そのギャップが怖いということがあります。現在、大学生などが課題を出されて調べ物をして提出するのにパソコンが使われます。そうすると、インターネットで検索した文章をそのままコピーペーストつまり切り張りして提出してくる。自分で検証したり考察しなくても、見た目は立派な文章ができてしまうということで、大学の先生が嘆いているという話も聞いたことはあります。

勉強の場面でも、仕事の場面でも、本来求める情報を使って何をするかということの方が大事なはずですが、私たち議員も、この図書館のレファレンス機能を使えば、

専門の司書が福生市にはきちんと配置されておりますので、的確に情報の入り口を示され、そこをスタートに調べ物を進め、政策づくりに生かしていくことができるわけです。中央図書館から歩いて3分ほどのところに事務所を構えております私も、もつと図書館を使えばよかったと、この6年間もつたいないことをしたと感じております。行政マンも同じように、図書館を使って仕事をしたら、まさに地域情報の宝庫でありますし、ほかの図書館同士とのつながりもありますので、仕事にダイレクトに使えると思います。

先日、図書館でばったり職員の方とお会いいたしまして、一言二言言葉を交わしたのですが、開館が8時までですので、仕事が終わってからでも十分寄ることができるということで、「福生市の図書館はとても使いやすいですよ」という話をしてくださいました。仕事に関する調べ物をしに来たということで、日常的に利用されているのだなというふうに感じました。福生市では、図書館から行政職員に対してのサービスも行っているとお聞きいたしましたが、そのことについて御紹介いただければと思います。

そして最後に4点目として、人材の確保と職員の資質の向上についてどのようにお考えかという点について伺います。これまでお話してきたとおり、図書館に期待される機能は、情報をいかに的確に提供するか、という点ではないかと思います。このことは非常に高い専門性を求められると思います。福生市では、司書をしっかりと正規職員でも採用してきていると思いますが、今後さらに専門性を高めていく必要はあるのではないかと思います。今後の人材の確保、そして資質のさらなる向上についてどのようにお考えでしょうか。以上4点になりますが、御答弁をお願いいたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員の御質問にお答えをいたします。

市立図書館につきまして、まずは地域情報センターとしての機能につきましてであります。図書館につきましては、図書や雑誌などの貸し出し以外にも、ただいま議員御指摘のように、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であるということも重要な機能の一つであると言われております。地方分権が進む現代社会におきましては、各地方公共団体が独自に情報収集を行い、現状判断や政策立案を行うことが必要になってきております。一方、行政への市民参画や協働が進む中、市民がみずから必要な情報を収集し、意思決定をしていくことも大変重要になってきております。このために必要となる多様な資料や情報を提供する役割を担う一つが図書館でございます。地域を支える情報拠点として、福生市の中央図書館では、開館以来福生に関係する歴史や自然、横田基地、多摩川、玉川上水など、あるいは行政に関係いたします図書・資料といったさまざまな地域資料を収集・保存をし、提供いたしてまいりました。本年3月末現在、地域資料の所蔵数は3万2503冊となっております。市民がさまざまな課題解決を行う際に必要な資料のうち、福生市に関係いたします資料は、極力収集・保存に努め、提供いたしております。まさに、福生市の情報の拠点としての使命が図書館にもあると存ずるものであります。

次に、レファレンス機能の充実と利用促進についてでございます。レファレンスサービスということにつきましては、御案内のように情報や資料の提供を通じて、市民の調査研究の援助をすることでございます。図書館は、資料や情報の探し方の案内や、調べ物を支援し、市民の課題解決に必要な情報を提供して援助することも重要な機能の一つでございます。現代社会では自己判断、自己責任が求められております。これには、自己の意思決定に必要な正確で体系的な資料や情報を、的確に得ることが必要不可欠でございます。このような資料を手軽に入手できるようにする役割も担っております。

福生市の図書館では、中央図書館にレファレンス室を開設し、そうした御利用者の方の課題解決のための援助を行ってきております。本年6月15日の広報巻頭の1ページにさきに御指摘のありました大きく図書館の記事が掲載をされましたが、レファレンス室や各館に配置をされておりますインターネットで調べられるパソコンの活用、そして地域資料コーナーなどについて紹介をいたしております。こうした広報のほかにも、館内にレファレンスについて利用方法をお知らせをいたしましたチラシや案内の配布も常時に行っております。これらの図書館に調べ物に来館される方へ、レファレンス室の案内と利用の仕方などにつきまして、図書館員が直接相談にのるなどいたしまして、問題解決につなげるなど、きめ細かな対応に心がけてまいりたいと存じます。

続きまして、行政職員へのサービスにつきましてですが、図書館にありましては、地方公共団体のさまざまな行政部局と連携をし、行政を支援していくことにより、行政事務や政策立案の効率化を図る役割も担っていると考えております。

福生市の図書館では数年前から市役所各課の職員や、市のプロジェクトチームに参加する職員に対しまして、行政機関サービスというものを行っております。これは活動の参考になる情報、例えば政府や都の政策の最新情報、他自治体の先進的な取り組みの紹介本など、あるいは現在話題となっている自治体事務に関する図書・資料を提供するというものでございます。また、図書館・地域行政資料新着案内といたしまして、パソコン上の全庁掲示ファイルに新着図書などの案内を掲示いたしまして、市役所職員の仕事に関連をいたしました図書や雑誌などの情報提供を行っております。また、調査研究への援助といたしまして、このようなことが行われているわけでありませう。各種プロジェクトや行政課題などに対しまして、必要な図書や資料、情報をさまざま駆使をし、企画・立案をし、政策化につなげる方法は、これからの市役所職員にとりましても大いにスキルアップにつながるものではないかと考えております。利用も徐々にふえているようでございます。

最後に人材の確保、職員の資質向上ということでございますが、レファレンスサービスを充実をさせ、さまざまな市民の要望にお答えするには、図書館職員の能力向上は欠かせません。市民の知的要求にこたえ、資料と人とを結びつける使命を自覚し、適切なレファレンスが行える図書館員を育成していく必要がございます。育成については、業務を通じて行います場合と、館内・館外の研修機会を利用し、能力向上に努

めていく方法等がございます。図書館に配置された職員は、みずから学び自己学習に努め、基礎的な教養と専門的技量を高める努力を怠らないようにしなければならないと考えております。そのためにも職員にあっては、自己研さんに努め、コミュニケーション能力なども含めたさまざまなスキルアップを図っていくことが重要であると考えております。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。御回答いただいたとおり、地域情報センター機能については地方分権が進む中、政策立案能力の向上が行政、議会双方に求められている時代なのだと思います。図書館の立場というのは、民主主義のとりでという言い方をするそうですけれども、どんな人からも要請があれば、公平に情報を提供するのが使命だそうですので、行政の側にも、また、議員の側にも態度を変えてはいけないのは、図書館だそうです。私もこれから機能をしっかり使っていきたいなと思うところでございます。また、市民においても、みずから必要な情報収集をし、意思決定することが重要になってきているというお話がありました。自己判断、自己責任というところへシフトしているわけですが、地方分権による自治体の自己決定だけでなく、個人においても自己判断しなければならない場面がふえていると言われる中で、必要な情報を効率よく手に入れることは、欠かせない条件になりつつあるわけです。

アメリカなどでは、自己責任の国と言われますが、これは国のでき方にも大きく影響されているようで、かつてのイギリスが、一部の特権階級が権利と土地と知識・情報を独占していて、そんな国は嫌だという人が海を渡っててつくったのがアメリカということで、代々の大統領が就任のあいさつの中で、「アクセス権を高めます」ということを必ず入れているそうです。情報にアクセスできる、情報が手に入れられるということを平等にしようということを前提に、国づくりが進められているということです。自己判断、自己決定ということと表裏一体となっているということでございます。また、図書館機能の今後の可能性という点では、市民の課題解決という意味で、また、まちづくりに関する情報の提供ということだけでなく、もっと市民個人個人へのサービスといったことで、例えば、ビジネス支援に使えるとか、就職難の時代ですが、自分がスキルアップすることはもちろん、事業を始めようとするときの情報収集も図書館でできると、そういった可能性もあるわけです。例えば、喫茶店を開こうとする人がコーヒー豆を輸入するにはどんなことを知っていればいいのかを調べたいと図書館にレファレンスをお願いすると、関連の書籍や資料のリストアップ、ホームページの紹介などをしてくれるわけです。これもビジネス支援の一つであると思いますし、このことによって地域にお店がふえるのであれば、地域活性化にもつながるということになります。既にお店を待っている方が、もう一步事業広げようというときの相談にも使えるということになります。

それでは再質問として、一人一人が何をもってレファレンスを申し込んでくるかということはいちいちわからないことであると思いますが、福生ではこのレファレンスがどのくらい使われていて、どのようなテーマで依頼があったのかを少し御紹介いた

だきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 平成20年度の中央図書館レファレンス室で受けました総件数は、2125件でございました。また、今年度7月末日までには、944件となっております。この問い合わせの内容でございますが、個人情報にもかかわる部分がございますので、簡略化してお答えをさせていただきます。まず、簡易な検索で済むような問い合わせ、これが最も多いわけございまして、平成20年度では911件ございました。例えば、著者はわかるんですが図書の内容、タイトル、こういったものがわからない、そこでお尋ねしてくるようなこと。今度は逆に、内容はわかるのですが著者、図書名がわからない。こういった問い合わせも多いわけございまして、福生の図書館に所蔵している図書情報でない、持ち合わせがない場合は、都立図書館または国会図書館等へ情報の相談、依頼をいたしまして、そちらからも情報の提供を受け、利用者の方にそれを御返しする、このようなサービスを行っているわけでございます。最近では、インターネットの活用や自館では調査できないこともふえているわけございまして、都立図書館などに依頼する方法、こういったところが多くなっているかなということでございます。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。福生でもレファレンスということで、さまざま使われているということがわかりました。平成20年度が2125件ということで、平均すれば、1日何件もレファレンスの申し込みがあるということで、使われているなというふうに思いました。

それでは、要望をさせていただきたいと思います。このレファレンスという機能なんですけれども、かなり使われているといっても2125件ということで、知っていて繰り返し利用しているという方も多いと思いますが、この今回の質問をするに当たり、数人ではありますが、周辺の市民の皆さんに聞いてみますと、意外とレファレンスと聞いただけではどのようなことができるのか、想像できない方も実は多かったわけなんです。羽村市の図書館も利用してみたのですが、レファレンスカウンターのところに調べ物のお手伝いをいたしますと書かれていて、相談しやすさを感じました。福生市の図書館もさらに、初めて利用する方や図書館の機能などは知らずに本が読めるのかなと訪れた方にも、こんないろいろな使い方ができるのだということはわかるような取っかかりやすさ、利用者しやすさということで、さらに広報していただきたいなというふうに思います。あまり利用しない市民や、子どもたちなどの意見を聞く機会を持つなどして、ぜひ工夫をしていっていただきたいと思います。利用しやすさの向上と図書館機能の紹介を再度丁寧に行って、より多くの市民に使える、役に立つ図書館を目指していただきたいということをまず要望させていただきます。

また、現在、本の発行というのは、国内だけで年間単行本で七八万冊あるそうです。新しい本がそれだけ出ているということで、1日200冊くらい出る勘定になるので、しかし、一冊あたり刷られる冊数というのは減っていった、専門書では500部程度ということです。本屋さんは全国に1万5000店舗ほどあるそうですので、そこに500部がパラパラとあるというような状況ということと、一般の本屋

さんはやはり御商売ですので、コンスタントに売れるものを限られた売り場の中に並べなければならないということもあります。市民が情報として求めたいものの中には、こうした専門書などはとても大事だと思います。個人で買うには高価な場合もあります。この不況の中でも情報がしっかりと取り入れられる、そうしたことも考えると、公共性の高い場所である図書館に所蔵しているということは、とても意味があることだと考えます。少ない出版数ですので、その本との出会いを多くの人がする、アクセス権の確保のために、ぜひ図書館の役割として、本を購入する予算というのは十分にあっていただきまして、充実した情報の提供が迅速にできる図書館の重要な役割をさらに向上を担保していただきたいということを2点目の要望といたします。

それから、指定管理者の問題ですけれども、福生市では今のところ図書館には指定管理者制度を導入しないということで、聞いておりますけれども、近隣では立川市がこの9月議会に、図書館の分館の幾つかを指定管理にすることが議案として提出されたと聞きまして、図書館もそういった選択をする自治体もあるんだなと思いました。確認の意味で、きょうお話してきたとおり、地域情報の継続的な収集、提供やアクセス権の確保、公平性などを考えると、市民との協働ということが進められている世の中ではありますが、やはり図書館においてはしっかりと公共が担うということが続けていただきたいということを要望として言っておきたいと思います。

羽村市では、市のホームページの指定管理者導入制度への考え方の中に、導入しない公共施設のリストが載っておりまして、そこに図書館と書かれております。ホームページの使い方として、そういう使い方はいいなと思いますので、ぜひ指定管理者制度の考え方なども公表していただく中で、図書館への考え方もお示しいただけるとうれしいなと思います。あわせて御検討願います。

それから、人材の育成という点で、市民サービスの重要な拠点であります図書館です。昨日の増田議員の質問で公民館のテーマがありましたけれども、図書館も市民が利用する頻度や利用者の範囲が広いということから、子どもから大人まで利用しますし、とても対象者が広い施設です。そこには、レファレンスという形で市民の相談事が持ち込まれているとも言えますし、障害のある方へのサービスで、本をお届けするサービスがありますけれども、障害者の方と直接コンタクトを取ってまいります。そうしたすべての市民のニーズにこたえる場という意味では、単純に行政マンとしての資質、市民サービスの提供者としての自覚も向上させて、さらに気持ちのいい接遇ができることは、基本としてやっていかななくてはならないことだと思いますけれども、加えて、先ほどから訴えさせていただいた司書としての専門性、これをさらに向上させるということを努力していただきまして、司書の確保とともに、責任を持って継続していただきたいということを要望させていただきます。それから、アクセス権の確保という意味では、今、月曜日がお休みということになっているのですが、月曜日が休日に当たる回数が増えてきておりますので、月曜日の開館ということも、検討の中にぜひ入れていただきたいと思っております。現在ある図書館にかかわる計画には、子ども読書推進計画や生涯学習の計画など、幾つかあると思います。また、第4

期基本構想もでき、市全体として基本計画を立てていくタイミングでもあります。そうした中に図書館の事業ということ、市民生活に直接影響する大事な事業であると認識を持って、今後の計画の中に図書館行政ということをしかりと位置づかせていただきたいと思います。利用者だけでなく、利用しない人、多くの市民の意見を聞く機会をぜひつくって、さらに全市民に頼りになる図書館へとレベルアップをしていくことを要望させていただきまして、この大きな2項目目の(1)市立図書館についての質問については、終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして、図書館行政について、(2)の学校図書館について伺います。学校図書館の現状についてお聞かせいただければと思います。

3月にも取り組んだ質問です。3月には学校図書館の現状をお聞きし、新年度に向けてどのような予定なのか、司書教諭の配置状況、人的な配置状況はどうかというようなことをお聞きしました。その時に、新年度の学校の取り組みの計画は作成中との御回答だったかと思いますので、改めて今年度どのような取り組みが行われているのかお聞きいたします。今年度に入ってから学校図書館の現状、取り組み、人的配置の状況、また、市内小中学校の図書担当者による連絡会が持たれているとお聞きしましたので、子どもたちの読書環境の整備に取り組んでいると思います。研修など行われているとのことでしたが、この連絡会の活動についてもどのような現状かお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長(宮城眞一君) 学校図書館に関しまして、お答えをさせていただきます。まず、現状についてでございますが、学校図書館の開館につきましては、各学校では昼休みに行っております。中には放課後や中休みに開館をしている学校もあるようでございます。利用につきましては、小学校は1校当たり1日平均64人、中学校では同じく25人程度の利用となっております。また、授業中の学校図書館の活用につきましても、徐々に進みつつありまして、小学校では週当たり平均13回、中学校では3回の活用がされております。いずれの学校でも、読書活動推進の中心的な役割を学校図書館が担っているところであります。

次に、人的配置の現状ということで、本市におきましては学校図書館への専任の司書の配置はされておりませんが、12学級以上の学校には司書教諭の有資格者が配置をされることとなっております。本市におきましては、現在12学級以下の学級も含めまして、すべての学校に司書教諭が配置をされております。これらの教員は、校内で学校図書館の担当となりまして、みずからの専門性を生かしながら、学校図書館の運営を行っております。さらに、司書教諭及び図書館担当教員は、市教育委員会が年に4回開催をいたしております司書教諭連絡会に参加をいたしております。研修と情報交換をしているところであります。司書教諭連絡会の内容といたしましては、例えば、調べ学習における司書教諭の役割について専門の講師を招いて指導を受けたり、あるいは、学校図書館を活用した研究授業を行って、指導のあり方について考える、さらには、福生市立図書館の司書と相互の連携のあり方を話し合ったりするなど、児童・生徒にとって効果的な学校図書館のあり方について考えていく会というふうに

いたしているところであります。

また、これ以外にも学校外のスタッフとして多くの人々が学校図書館にもかかわっていただいております。市立の図書館の方からは、司書が小学校を訪問をいたしまして、お話し会というものを行ったり、図書館の使い方の指導をいたしております。また、小学校の7校、中学校1校で図書ボランティアの方に図書館活動のお手伝いをいただいております。平均週1回程度、蔵書の整理、図書館整備、読み聞かせなどの活動をいただいているところであります。活動されておられますボランティアの方は、少ない学校で4人、最も多い学校で30人、平均いたしまして1校あたり15人程度ということになるわけですが、こういうボランティアの方々の御活動をいただいております。ボランティアの方々は、在校生の保護者がほとんどであります。中には卒業生の保護者、あるいは地域の方がボランティアとして御活動いただいている学校もございます。これは大変ありがたく、感謝を申し上げるところでございます。

新しい学習指導要領のもとでは、国語科の改訂の要点の一つとして、「学校図書館を計画的に利用し、必要な本や文章などを選ぶことができるようにする」、このことを挙げているところでございまして、これは、各教科の学力を向上させるため、調べたり、発表したり、話し合ったりという言語活動を充実させようという新しい学習指導要領の方針に合わせたものでありますので、各学校では新学習指導要領の完全実施に向けて、学校図書館の機能を一層向上させていく必要がございます。教育委員会といたしましても、充実に向け今後ともさらに支援をいたしてまいりたいと考えております。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

学校の図書館の活動ということで、司書教諭の連絡会が持たれているということですけれども、必ずしも司書の資格のある方がかかわっていないという場合もあるとお聞きしておりますので、その現状を教えてくださいということ。

あと全体で司書の資格のある先生というのはどのくらいいらっしゃるのかということ。

それから、今現在は司書の免許を持っていたり、学校の図書館の担当という形で、自分の担任のクラスの活動なども持ちながら、図書館の活動も先生がやられているわけなんですけれども、そうではなくて、専門に学校図書館を使って何かこうコーディネートしていこうという担当者を、きちっと置くことでどのようなメリットが考えられるか、その3点について再質問させていただきます。

○参事（川越孝洋君） それでは、私の方から3点にわたりまして再質問いただいておりますのでお答え申し上げます。まず司書教諭の連絡会についてでございますが、市内小中10校ございますけれども、現在、この連絡会に有資格者が出ていないといったようなことにつきましては、1校だけ該当するというふうに思っております。これにつきましては、実は産休中でございまして、基本的には連絡会の名称どおり、こうした特別な場合を除き、有資格者で構成するように指導しているところでございます。

それから、2番目の司書教諭の有資格者がどれだけいるかということでございますが、10校中25人の有資格者を配置をしているところでございます。

それから3点目でございますが、各学校の学校図書館に専任の司書を配置した場合のメリットについてでございます。専任の司書につきましては、何より高い専門性を持っているわけございまして、学校図書館の仕事に専念をすることができますので、さまざまな面での学校図書館の充実が期待されるところでございます。例えば蔵書について考えてみますと、専門的な観点からの自校の蔵書の構成についての評価等を行い、新規購入の選書に当たりましても、それらの評価に基づいてみずからの経験や知識に照らした広い範囲からの最適な選書が期待できるものと考えております。また、現有の図書につきましても、日常的な書架の整理だとかあるいは児童・生徒が、手にとりやすい環境づくり、あるいは可能なものについては、修理等を行うことができるものと考えます。さらに、書店のように子どもの興味を喚起するような図書の紹介、視覚に訴えると申しましょうか、そういった取り組みもできるかと思ひますし、読書量をふやしていくための工夫等についても、より専門性や経験を生かした取り組みが考えられるところでございます。

このように専任の司書の配置は、学校図書館の改善にとってとりわけ常時開館できるといったようなところが最大のメリットと考えるところでございまして、多くの効果が期待できるものと考えております。今後も、常々の児童・生徒の状況をかんがみながら、学校図書館のよりよい推進を含めまして、学校教育全体の課題改善に向け施策全体のバランスを考慮しながら、実施の水準とあわせ、より効果的な実践に邁進をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。メリットはあるというお答えでした。ぜひ司書の専門の方を配属いたしまして、そうした取り組みをしている自治体がたくさんあります。そうした人的な配置をして、学力向上にもとてもメリットがある学校図書館の使い方によっては、とてもいい効果が得られると聞いておりますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

ボランティアとして学校図書館にかかわってくださっている市民の方もたくさんいらっしゃいます。そうした方と協力して、よりよい学校図書館づくりという面でも専任の方をきちっと置くということを、ぜひ前向きに検討していただきたいということを要望いたして、この学校図書館については終わりにさせていただきたいと思ひます。

続きまして、時間がなくなつてまいりましたが、最後の教育資金援助、育英資金についての質問をさせていただきます。この教育資金の援助についての概要と援助までの流れ、現在の状況などをまず確認させていただきたいと思ひますので、そのことを1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（宮城眞一君） 御質問の教育資金援助につきまして、そのうちの育英資金についてでございますが、この制度につきましては、福生市育英資金支給条例並びに同条例施行規則に基づきまして、本市が独自に実施をいたしている事業でございます。制度の目的といたしましては、高等学校、中等教育学校の後期課程、または、高等専

門学校の在学者のうちで、必要と認める者に対しその修学に必要な費用を支給するということで、有為な人材を育成することにあるわけでございます。資金の貸し付けということではなくて、返還のない支給という点がこの制度の特色となっております。成績優秀だが、経済的な理由で修学が困難といった生徒を市が援助することで、福生市の将来を担う人材を育成しようという趣旨でございます。

この援助の流れであります。まず、各中学校の進路説明会におきまして、本制度の内容を保護者の皆さんに説明するとともに、市の広報、ホームページなどでお知らせの掲載、パンフレットの配布などによりまして周知をいたしまして、申請の受け付けは、毎年3月に行っております。そして、条例で定めます受給資格の要件を備えているかを審査の上、受け付けをし、最終的な受給者の決定については、育英資金運営審議会を開催して、生徒の学業成績、世帯の収入などの選考基準を定めました「福生市育英資金選考基準」に基づきまして審議の上、決定をいたしております。選考基準で定めます生徒の学業成績につきましては、制度上、成績良好ということといたしておりますので、学年の評定平均が5段階で3.0以上、世帯収入額については、東京都の育英資金制度の基準を準用いたしております。

次に、受給者として認定する人数につきましては、育英資金支給条例並びに同施行規則によりまして、当該年度の予算額の範囲内で定めるとしております。平成21年度の場合につきましては、全日制で28名、定時制が2名、合計30名分の予算となっております。受給者は、学業成績の順位により決定をさせていただいておりますが、年度によってはこの予算上の制限によりまして、選考基準を満たしたにもかかわらず、受給者として認定されない生徒が出てまいることもあります。これらの生徒につきましては、補欠認定といたしまして、さきに受給者として認定された生徒が、ほかの授業料免除制度等を利用して、市の育英資金を辞退された場合に繰り上げまして支給対象者といたしているものであります。

そして、支給額でございますが、都立高校の授業料に準じた額といたしております。平成21年度におきましては、一月9600円、年額では11万5200円の支給ということになっております。なお、定時制につきましては、一月2600円、年額3万1200円となります。受給者へは、年度の四半期ごとに口座振込等により支給をいたしております。

それから、受給者の状況でございますが、過去3年間について申し上げますと、平成19年度が18名、平成20年度が17名、平成21年度は28名でございます。昭和51年に育英資金として発足をいたしまして、ことしで34年目になりますが、この間の受給者につきましては、延べ754人ということになっております。以上、阿南議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。時間が迫ってきてしまったので、要望をさせていただきたいと思います。

現在、規則の中で、成績が良好で経済的な理由で進学が困難という条件がついているということなんですが、昨今の貧困の問題を見ますと、6月21日付けの朝日新聞

の中でも、千葉大学の広井良典教授、社会保障の先生なんですけれども、日本の教育費の家庭の負担の重さということを指摘しておりまして、OECD（経済開発協力機構）の中でも最低ということで、国際的にも低い水準になっています。

今問題になっているのは、親の所得の格差がそのまま子どもの教育・学力の格差に比例しているという、そういった点を指摘しておりまして、このことは最近多くの教育関係者から指摘をされて、新聞にも繰り返し取り上げられているところでございます。民主党が政権をとりまして、高校が無償化ということが掲げられておりましたので、今後教育費に関しても、家庭の負担ということが見直されていくのかなというところが期待されますけれども、まだまだきょうあすというふうにはいかないと思います。そうしたときに、福生市ではせめてできることはないのかと、やはり小回りのきく基礎自治体ができるところから実現をして、国にも再度要請をしていくということが大事なのではないかというふうに思っております。この「成績優秀で心身ともに健全で」という条件を外すということでぜひ検討していただいて、成績が優秀じゃなくても家庭の経済的に苦しいという場合には、この選考の中に入れるということを検討していただきたいというふうに思います。成績が悪いというのはだれのせいかとすると本人のせいなんですけれども、家庭のせいということもあるかもしれません。しつけや環境ということもあるかもしれません。しかし、公立の義務教育を提供している市には、責任はないのでしょうか。現場の先生たちにはどうなのでしょう。成績が悪ければもう勉強しなくていいのか。そうではないと思います。どう自立をさせるのかという問題でもあると思います。ぜひ、この成績の要件というのは見直しの検討を要望いたします。

それから、新たな奨学金制度として、島根県の吉賀町で派遣切りにあった方たちへの施策で、福祉留学生を受け入れていて、町内の専門学校で勉強するための資金を援助し、卒業後、町内の介護施設に就職したら、入学金、授業料などの返還を免除するというところをやっていっているところもあります。母子家庭で大学に行かせるのがとても大変で、しかもその方の場合は医学部を目指しているという優秀な方なんですけれども、なかなか金額的に大変といったような方もいらっしゃる、抱いた夢の実現のためのスタートラインにも立たせることができないという親の切なさがある、一方で、医師不足ということもあります。この場合、優秀な方ということですから、優秀であろうとなかろうと「さあこれから頑張るぞ」という気持ちにこたえられてこそ、「夢かなうまち福生」となれるのではないのでしょうか。ぜひこういった教育費の負担の問題も、早急に取り上げて検討して、また、現状をぜひ把握をするというところもやっていただきたいことも要望いたしまして、私からの一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午前11時10分まで休憩といたします。

午前11時 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、杉山行男君。

（4番 杉山行男君質問席着席）

○4番（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。項目は3項目でございます。横田基地について、緊急雇用対策について、改正国籍法についてでございます。

まず大きな1点目、横田基地についてでございます。横田基地につきましては、昨年の9月議会で質問をさせていただきました。基地に対する基本的なお考え等をお聞きしたわけでございます。そのときお答えいただきました基本的なお考えは、多くの市民が共有していると認識をしております。その上に立って福生市の将来像を描き、財政の運営も行っていくことだと思っております。今回は、具体的な課題や直近の問題などを取り上げさせていただきました。5点ほどになりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

1点目、米兵の立入禁止区域についてでございます。これは、平成17年度に指定され、現在も続いているとお聞きをしているところでございます。昨年の質問のときには、立入禁止区域を指定しても、区域外でもトラブルが起きており、「日米交流や経済的に不都合はないですか」という質問をお聞きをいたしました。軍人軍属による障害ということでの質問でしたので、経済的云々の面からのお答えはいただいておりますけれども、今回はこの地域経済活性化という視点でどうなんだろうと、お考えを聞くわけでございます。過日に、地域の商店主の皆さんから、市長に要望書が出されたとの報道がありました。この内容は、どのようなものかお聞かせいただきますと同時に、どのような対応をとられたのか、これもあわせてお伺いをいたします。

2点目につきましては、不発弾についてでございます。不発弾と表現してよいかわかりませんが、8月14日に市役所よりファックスでお知らせをいただきました。「かなり古いものと思われる砲弾の発見」というものでございました。処理がされたということでございますけれども、その後の状況等はどのようになっておりますかお聞きをいたします。私も10年以上前になると思っておりますけれども、国道16号線を通行止めにして、不発弾の処理の際の交通警備をしたことがあります。過去にこのような不発弾の発見等はありませんか、ついでと言っては何でございますけれども、伺っておきます。

次いで3点目でございます。飛行回数と苦情件数ということでお伺いをいたします。これも昨年の9月でも質問をいたしました。昨年からの飛行回数や苦情件数がどれほどあったのかをお伺いしておきます。また、つい先ほどの8月22日、23日には日米友好祭が開催され、多くの方々が福生市に御来場くださいました。ことしはこのF-22、愛称ラブターというそうですが、このF-22が来るかもしれないといううわさがささやかれておまして、この友好祭に2機展示されました。御案内のように、F-22は、航空自衛隊が次期F-Xにと希望している機種であります。米国は売ら

ないということでありますけれども、F-22の我が国への配備等の問題につきましては、ここでは言いませんけれども、この機種はマッハ1.5、レーダーに補足されにくいステルス性を備えた軍事機密の固まりと言われておりまして、世界最高水準の次世代戦闘機と紹介をされているものでございます。この22日の前日の21日にF-16、それから、F-22が飛来をしてきました。また、このF-22の飛来公開は、沖縄以外の地では本土初公開ということでございました。この様子は、22日のお昼には共同配信がなされまして、早いところではお昼、夕方にはテレビ、地方紙でも取り上げられたところでございます。私も駐車場のお手伝いをしておりましたけれども、遠くは神戸ナンバー、大阪ナンバー、伊豆ナンバー、それから群馬ナンバーと多く方が車に乗ってこられました。聞くと、「F-22を見に行きました」と報道で知ってきましたと、大阪から朝早く起きてきましたと、そういう方が数多くおられました。

このときの騒音のことについてお伺いをいたします。大変大きな音でございました。今まで聞いたことのないような大きな音でございました。F-16でもないなと思ったのですが、バリバリというあの音は非常に大きな音でございました。すぐですね、私の所にも支持者の方から苦情の電話がありました。「日米友好と言いながら、あんなでっかい音をさせて友好ではないだろう」とこう言うものでございました。そこでお伺いいたしますけれども、21日の飛来時の騒音はどの程度でありましたでしょうか。測定値、苦情等を教えていただきたいと思います。

それから4点目、航空総隊司令部の移駐に伴う工事の進捗状況と地元への経済効果の期待についてお伺いをいたします。平成20年3月から始まりましたこの工事の関係、費用や予算につきましては、6月の議会で公表をいただいております。その後の進捗状況、変化等がありましたら、お伺いをいたすところでございます。

それから、もう1点は、航空自衛隊の航空総隊司令部の移駐が完了したときに、航空総隊の運用実施にあたりまして、物資の現地調達はどうなっているのでしょうか。できるだけ現地調達をお願いし、働きかける必要を感じておるわけでございますけれども、ここら辺のところをいかがお考えですか、お伺いをしておきます。

5点目につきましては、横田基地に関する総合要請についてということでございます。この我が市を含む横田基地周辺市町村連絡協議会は、毎年総合要請をいたしております。私の手元にあります平成12年の要請と、平成20年の要請を比べますと、同じ要請を繰り返して行っているという実態がございます。言い続けることの大切さ、重大さは十分承知をしているわけでありまして、お聞きしたいのは、いくら要請をしても実現しない項目等があるわけでございます。これらについてどのように考えておられるかお伺いをしておきます。それと、何年か前からだったと思うのですが、総合要請に東京都が加わらなくなっておりますが、この辺の経緯もお知らせください。

大きな2点目の緊急雇用対策についてお伺いをいたします。国内景気は大底を打ったと言われておりますけれども、私たちの回復実感は、乏しいのが実感ではないかと思っております。過日の報道によりますと、失業率が過去最悪の水準に迫っており、

5%を超えていると。それから、4～6月の勤労者所得は、1年前に比べて4.7%の減と、過去最大のマイナスを記録したと、こんなふうに報道されているわけでございます。100年に1度の金融危機がもたらした世界経済の収縮が長引き、少子高齢化が経済の足を引っ張るのではと、先行きにも不安が募っております。根本的な解決は、この閉塞感を解消する日本経済の明確な将来像を示すことではないかとの論調に共感をするものであります。

政府は、昨年来一次、二次と補正を実施しました。その経済対策で我が市も補正を組み、国や東京都の緊急経済対策の中で、雇用対策を実施している最中だと思います。国や東京都の補正による雇用対策の実施状況と、今後の見通しをお伺いいたしますのでよろしくお願いをいたします。

それから、大きな3点目でございます。改正国籍法による住民登録についてということでお伺いをいたします。未婚の日本人男性と外国人の母の間に生まれ、出生後に認知された子の日本国籍取得要件から婚姻を外したこの国籍法の改正が行われまして、ことしの1月1日より施行されております。これは昨年の12月5日、参議院で可決成立したものであります。このときに、国を思う心ある議員の働きにより、成立に5項目の付帯決議がつけました。

ちょっと長くなりますけれども、その内容を紹介させていただきたいと思います。1点目といたしましては、本法の施行により、生後認知された子も胎児認知された子と同様、届け出のみで我が国の国籍を取得できることになることにかんがみ、本法の趣旨について十分な周知徹底に努めること。

2といたしましては、我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われることがあってはならないことを踏まえ、国籍取得の届け出に疑義がある場合に調査を行うにあたっては、その認知が真正なものであることを十分に確認するため、認知した父親に対する聞き取り調査をできる限り実施すること。当該父親と認知された子が一緒に映った写真の提出をできる限り求めること。出入国記録の調査を的確に行うこと等につき、調査の方法を通達で定めること等により、調査のための万全な措置を講ずるよう努めること。

それから3点目ですけれども、本法の施行後、改正後の国籍法の施行状況について、当分の間半年ごとに当委員会に対し報告するとともに、その施行状況を踏まえ、父子関係の科学的な認知方法を導入することの要否及び当否について検討する等、虚偽の届出を防止するために必要な措置を講ずること。

それから4点目ですが、ブローカー等が介在して組織的に行われる虚偽の認知による不法な国籍取得の動きが生じてはならないことを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行ったものに対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。

5番目としまして、本改正による重国籍者となる子供が増加する事態が起こり得ることにかんがみ、重国籍者に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国におけるあり方について検討を行うこと。このように5つの付帯決議がつけました。

それで、福生市議会にも、昨年の１２月でありますけれども、国籍法に関する陳情書が提出をされました。市民の関心の高さを見た思いがいたしました。私ども議員の有志による勉強会も持ちました。６月議会では、この陳情については不採択といたしましたけれども、議論・研究はしっかりした結果であったと思っております。そのときの市民厚生委員会の委員の意見には、３月２７日分まで３カ月、２２９件の届け出があり、改正国籍法によって結婚せず、認知のみの国籍取得の届け出が１２７件という発言がありました。これの補足、追加をさせていただきますと、この国籍の届け出の主なものは、フィリピン国籍が１３８件、韓国朝鮮籍が２７件、タイが１６件、中国が２０件であります。合計２０１件であります。その他２８件ということでございます。改正された国籍取得届が、アジアの国が多いということが見てとれるわけでございます。こうした全国的な現状は、外国人登録が多いと聞く我が市とどういふかわりになってくるのか、大変関心を持っているところでございます。

そこで、この改正国籍法の法施行に際し、我が市において国籍を取得しての住民登録の有無及び件数をお聞かせください。

もう一つ本日伺いますのは、今紹介いたしました５つの付帯決議に基づく国籍法の施行状況を法務省が公表すると言っております。３月までの分につきましては、国籍問題を検証する議員連盟、略して国籍議連というそうですけれども、その議連の代議士の皆さん方が、法務委員会や国籍議連の会合で、法務省民事局より聞いたものを公開しておりました。市民厚生委員会の発言の数字のとおりでございます。６月の数字は、民事局のホームページに公開されております。総体的な数字のみであります。改めてその施行状況の数字と、国別など詳細がわかりましたら法務省の民事局に伺って教えていただきたいと思います。以上が１点目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。横田基地についての１点目、米兵の立入禁止区域についてでございます。この立入禁止区域は、福生駅東口の飲食店街の一部の区域に、午前１時から６時までの間、米軍が平成１７年５月から設けております。

その経緯は、当時軍人２人が、この区域で喧嘩に巻き込まれて負傷したことや、軍人のマナーの悪さに対する近隣住民からの強い要請などもあり、米軍の判断で、立入禁止区域を設けたというものでございます。これに対しまして、この地域を抱える福生社交飲食組合では、「米軍が立入禁止区域を設けている午前１時から６時までの間は、ほとんど人が歩いていない。なぜ一部の地域だけに限って、このような措置を４年以上も続けているのか、到底納得できるものではない。」などの理由から、去る７月１７日に同組合の組合長から、立入禁止区域の解除などに関する要望書が市に提出をされております。

その内容でございますが、同組合から横田防衛事務所あてに、立入禁止区域を解除するよう米軍に申し入れていただきたい旨の要望書を提出するが、福生市からもぜひ

口添えをいただきたいというものでございました。そこで早速、横田防衛事務所には、基地・渉外担当が出向き、福生市に提出された要望書の内容を伝えております。

私といたしましては、事あるごとに、司令官などに対して、基地外で事件・事故などを起こさないよう、綱紀肅正の徹底などを要請しておりますが、今後、立入禁止区域を設けなくとも綱紀肅正が図れるよう、軍人等に対する指導の徹底などの要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の不発弾についてでございます。この不発弾に関しましては、去る8月14日にファックスにより、全議員及び行政協力員の方に御連絡をさせていただきましたが、その後の情報も含め、御説明をさせていただきます。まず、不審物発見に至る経緯でございますが、8月14日午前9時55分ごろ、作業員が除草作業をしている際に、横田基地の東地区内にあるごみ処理場付近、ここは武蔵村山市域でございますが、フェンスから約6メートル内側のところで、不発弾を発見したというものでございます。なお、不発弾はペットボトル程度の大きさで、直径が5.7センチメートル、長さが約20センチメートル、羽根はなく、かなり古いものだったとのことでございます。基地側では、不発弾を処理するため、横須賀米海軍基地の爆弾処理班の派遣を要請し、また、通報を受けた東大和警察署は、不発弾の発見場所から半径100メートル以内を立入禁止区域といたしております。その後、午後3時55分には、発見された不発弾が、基地中央部の処理用地に移動されたため、立入禁止区域が解除され、午後4時55分に米軍による爆破処理が終了したとのことでございます。

なお、東京都と5市1町で構成する横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会では、8月17日に第374空輸航空団司令官や北関東防衛局長などに対して、横田基地内において、ほかには不審物がないかなどの点検や、危険物発見などの事態に際しては、即時に情報提供をいただきたい旨の要請を行っております。

また、過去にあったかとのことでございますが、議員御指摘のとおり、平成5年5月に不発弾が発見されております。その内容でございますが、国道16号線沿いの羽村市域にある第12ゲート付近で、掘削工事中に、第2次世界大戦に使用されたと思われる、アメリカ製の250キログラムの不発弾が、地中約2メートルの位置で発見されたものでございます。その後、同年7月3日に陸上自衛隊の処理を行いました。不発弾の位置から半径300メートルの範囲を避難区域とし、また、国道16号線の閉鎖やJR八高線の一部の区間をバス輸送に切りかえるなど、かなり大がかりなものであったと聞いております。

次に、3点目の飛行回数と苦情件数についてでございます。福東地区の誘導灯付近の飛行回数を申し上げますと、平成19年度までは4年連続で減少しておりましたが、平成20年度につきましては、年間9655回で、前年度に比べ、933回の増となっております。また、平成21年度の4月から8月までを前年度と比較いたしますと、平成20年度は3941回、21年度が3782回でありましたので、159回の減となっております。

次に、苦情件数でございますが、平成19年度が110件、20年度が232件で

122件の増となっております。特にセスナ機に関する苦情が多く、19年度は77件、20年度が152件と増加しております。なお、苦情への対応でございますが、苦情が入るごとに、基地・渉外担当が横田防衛事務所を通じて、横田基地広報部に要請を行っておりますし、必要に応じ、直接、横田基地広報部に対して要請も行っております。要請内容といたしましては、市民の方々が、より静かな市民生活を過ごせるよう、他の常駐機と同様に、飛行コースへの配慮並びに周辺住民の安全確保の徹底と、事故防止に万全の措置を講ずることなどでありますが、今後も粘り強く要請等を行ってまいります。また、友好祭が行われた際の飛行回数と苦情件数でございます。誘導灯付近の状況で申し上げますが、友好祭前日の21日の金曜日には、友好祭に展示するために、各地から戦闘機が飛来いたしましたので、飛行回数と苦情件数とも最も多くなっております。その日の飛行回数が38回、また、苦情件数は24件でございましたが、これは午後3時ごろ、複数の戦闘機が着陸待ちの状態で、福生市上空を旋回したための苦情がほとんどでございました。また、21日以外の飛行回数につきましては、翌日の22日土曜日の17回、23日日曜日が26回となっております。苦情件数の合計につきましては、29件でございます。なお、この期間の最も高い測定値は、21日金曜日の午前11時6分と23日日曜日の午後3時52分に記録いたしました108.6デシベルでございました。

次に、4点目の航空総隊移駐に伴う工事の進捗状況などについてでございます。初めに、工事の進捗状況でございますが、庁舎棟などの建設に向けた掘削工事、基礎工事が終了し、現在は6月下旬から地下部分の躯体工事が行われており、年内には、地上部分の躯体工事に取りかかる予定であると聞いております。また、建設工事に伴う車両台数でございますが、生コンクリートの打設時には、1日100台程度とのことでございますが、通常は資材搬入車両が1日10台程度と聞いております。なお、庁舎棟以外の建設工事では、航空自衛隊の移駐に伴い移設する米軍施設でございますが、託児所は現在基礎工事中で、下士官教育施設につきましては、内装仕上げの段階であるとのことでございます。また、航空総隊司令部の通信局舎につきましては、まだ仮設工事の段階であるとのことでございます。

次に、物資の現地調達などについてでございます。平成22年度には、航空総隊司令部が移駐してまいりますので、現在、総隊司令部が置かれている府中基地に、物資の調達などに関して確認をいたしております。そうしたところ、できる限り地元から物資を調達したいとのことでございましたが、今後とも、少しでも福生市内を御利用いただくよう、商工会など関係団体とも連携を図りながら、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の横田基地に関する総合要請についてでございます。10年ほど前との違いはとのことでございますが、今年度につきましては、現在、東京都と5市1町で要請文の内容を検討している段階でございますので、昨年度の要請文と平成12年度の要請文との違いを申し上げさせていただきます。まず、要請文の前文でございますが、この部分はそれほど大きな違いはございません。また、各要望事項では、平成

20年度の要請の中には、航空総隊司令部の移駐の関係で、基地周辺環境への影響を最小限にとどめることへの要請や、防音機能復旧事業の採択に向けた要請などを加えております。ただほとんどの項目は、平成12年度と同様の要請を続けております。このことは、毎年要望している事項が、いまだに実現していないということにほかなりませんので、今後も5市1町とも連携し、粘り強く要請を行ってまいりたいと考えております。

なお、総合要請に関する一番の違いは、平成20年度の要請には、東京都が加わっていないということでございます。この点につきましては、平成15年12月に、東京都が軍民共用化の文言がないことなどを理由に不参加を表明し、それ以降、東京都は総合要請に参加しておりません。今年度も、東京都と5市1町で担当者レベルではありますが、検討を行っておりますが、やはり東京都は軍民共用化推進の文言を入れなければ参加しないとの態度を変えてはおりません。この軍民共用化に関しましては、5市1町の中でも賛否が分かれておりますので、今年度も昨年度と同様に、軍民共用化に関する要請は行わないことで、担当者レベルではまともっておりますので、残念ながら東京都は今年度も参加しない見込みでございます。

次に、緊急雇用対策について、国等の補正予算による雇用対策の実施状況と今後の見通しでございます。現下の経済不況・雇用失業情勢にかんがみ、景気の底割れを回避するために、国及び東京都は、緊急の雇用対策を打ち出してきました。東京都は、昨年12月の都議会で成立した補正予算で、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫して公的雇用創出に取り組めるよう、緊急雇用創出区市町村補助金を創設いたしました。都内の全区市町村で、延べ30万人の雇用を目指すもので、平成21年度の単年度限りの事業ではございますが、市には2000万円の交付が示され、平成21年度の当初予算に計上させていただいたことは、御承知のとおりでございます。この補助金を活用して事業化したものは、商店街振興基本調査委託を始めといたしまして、7事業でございまして、現在6事業が進行中で、1事業は完了しております。

また、国におきましては、平成20年度の二次補正予算におきまして、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業臨時特例交付金を、それぞれ都道府県に交付し、都道府県ではこれをもとに基金を造成し、3年間にわたり市町村へ配分することといたしました。平成21年度は、東京都からふるさと雇用再生特別補助金といたしまして、300万円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金として200万円が交付され、6月の第2回定例会で補正予算計上をさせていただいたところでございます。それぞれ1事業ずつの予算化を図りまして、両事業とも8月に委託契約をしておりますが、現在、委託先の事業者で、失業者の募集中の段階と聞いております。また、国の一次補正予算で、緊急雇用創出事業臨時特例補助金の積み増しが実施されたことに伴い、今議会でも補正予算として計上をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の見通しでございますが、目標とする雇用創出人員は、確保できる見通しでございます。改正国籍法による住民登録については、担当部長から答弁をさせて

いただきますので、以上で杉山議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○市民部長（野島保代君） 私からは改正国籍法による住民登録につきまして、市長補足答弁をさせていただきます。1点目の、日本国籍を取得しての住民登録の状況でございますけれども、平成21年1月1日、改正国籍法が施行され、改正国籍法第3条により国籍を取得された方々の福生市への住民登録は、現在3件、4名となっております。なお、婚姻による国籍取得か認知による国籍取得かは不明でございます。

次に、2点目、現在までの法務省における登録状況でございますが、法務省民事局に問い合わせをいたしましたところ、国別等の具体的な数値については、公表していないとの回答でございます。しかし、全体的な申請件数等につきましては、ホームページに掲載しているとのことでした。法務省のホームページで公表されております申請件数等について申し上げますと、平成21年7月31日現在、全体での申請件数は659件、このうち、国籍取得が承認されたのは467件で、審査中が188件、要件を満たさないため、不受理とされた件数が4件となっております。

内訳といたしましては、婚姻による国籍取得の申請が273件で、このうち承認件数は189件、審査中は84件となっております。認知による国籍取得申請件数は、335件、このうち承認件数は262件、審査中70件、不受理が3件となっております。そのほか、既に20歳を超えているなど、改正国籍法の要件に該当しない方への経過措置に関して31件の申請があり、そのうち16件が承認され1件が不受理となり、審査中は14件となっております。

以上で、杉山議員の御質問に対する市長補足答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 御答弁をいただきありがとうございます。2回目の質問といたしますか、要望等も含めまして言わせていただきたいと思います。

横田基地についての夜間立入禁止区域について、お答えをいただきました。この立入禁止区域で御商売をなさっておられる福生社交飲食業組合から要請が来たと。この地域に人が歩いていない状況が、夜中ですが、4年以上も続いていると。その立入禁止区域になる原因、トラブルであったということも了解でございます。この禁止区域を設けても、禁止区域外でトラブルが発生している事実があります。昨年も区域外で傷害事件も発生しております。この地域経済の活性化ということを視野に入れたときに、この禁止区域の指定が4年以上続いているということでございますけれども、私はその解除をしていただいてもいいのではないかというふうに思います。市長も事あるごとに司令官に対し、基地外で事件・事故などを起こさないよう綱紀粛正の徹底を要請しているということでもございまして、何度でも要請をしていただきたいというふうに思っております。立入禁止区域を設けなくても、軍人等のですね、指導の徹底をもってこの解決の方法もあると思いますので、この経済状況の中でございます、地域経済の活性化も視野に入れた、行政もお願いをしておきたいと思います。それから、お聞きしてよいのかどうか分かりませんが、この要請には、多くの市民の方の署名があったと、聞いておるところでございますけれども、ちなみにどれぐらいの市民の署名があったのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。それ

から、不発弾の件についてはすべて了解でございますので、ありがとうございました。

それから、3点目の飛行回数と苦情件数にお答えをいただきました。昨年来、飛行回数は体感的にも確かに多いなと感じておりますし、市民からも多くなったというお話を伺っております、20年度が933回増加ということで、総数では9655回と数字を伺って納得したところでございます。今、御答弁の中に「より静かな市民生活を過ごす」と、こう市長がおっしゃいました。こういったあたりまえの生活が、あたりまえにできる、ただそれだけのことなのでございますけれども、粘り強い要請、これに尽きるのではないかと思いますのでどうぞよろしく要請のほどお願いをしておきます。

また、話が変わるわけですがけれども、当市のホームページの中に、福生市と横田基地というページがあります。そこに「横田基地飛行回数」ということで、飛行回数や騒音のデシベルを公開していただいております。それがですね、昨晚も見たのですが、昨晚の段階では、昨年9月の時点から更新がされておられません。更新日が2008年7月24日ということでございまして、これは私が昨年質問したときの状態のまま、止まっておるということでございます。どうして公開が遅れているのかというようなことは、問いませんので、急いで早急にホームページの公開をしていただきたい、いうふうに思います。7月以降のデータ、昨年の7月ですね、データの公開を時系列でぜひ早急に、大至急お願いをして、これは要望でございますのでよろしくお願いをいたします。

それから、友好祭のときの騒音デシベルが、誘導灯付近で108.6デシベルということで、回答をいただきました。特にF-22と思われる騒音で、大変大きかったというふうに思うわけでございます。私は、熊川駅の近くに住んでおりますけれども、あの音そのものは、誘導灯付近だけではなくたというふうに思います。100デシベルがですね、電車が通るかガード下だそうでございますから、108.6デシベルといいますと、110デシベルが、工場のサイレンの近くとかですね、自動車の警笛前方2メートルということでございます。これよりも大きかったろうというふうに思うわけでございます。120デシベルというのがですね、騒音の激しい地下鉄の駅ということで、航空機のエンジンの近くというレベルだそうでございます。瞬間的にはですね、私はこの120のレベルに匹敵したのではないかというふうに感じております。市民が感じるこの騒音のレベルは、瞬間的でありますし、うるささという点では、測定値とは必ずしも一致しないというふうに思うわけでございますけれども、五小のこともありますけれども、70デシベルがちなみにその騒がしい事務所ということでありますけれども、測定値で70デシベルと言ってもですね、実際市民が感じる音はですね、はるかにこれよりか高いことになるというふうに思います。その75デシベルでないと、補助がつかないとかっていうこともあるのですけれども、実際の体感というのは違うというふうに思っております。

それから、この友好祭のときの飛行回数、前日が21日24件、22日17件、23日26件、苦情が29件ということでございます。友好祭に飛来した飛行機の数や

苦情件数、福生市では、短期間であっても非常に多い苦情件数になったわけですが、福生市がこれだけ多いわけですから、昭島市や瑞穂町、武蔵村山市ですとか、近隣の他市でも多いのではないかというふうに想像するわけでありまして、他市の状況がわかりましたら、教えていただきたい。これは再質問でございます。それから、F-22が来るというふうなうわさがあったわけですので、こういった情報でもし事前にわかるようなことがありましたら、公開をしておいていただきたいということも要望でございます。

それから、4点目の航空総隊司令部の移駐に伴う工事の進捗状況をお答えいただきました。航空総隊移駐に伴ってですね、工事の進捗状況につきましては、庁舎棟が掘削工事が完了したということでございまして、年内には地上部分に取りかかるし、車の台数もコンクリートの打設時、それから通常の車両をお知らせいただきました。庁舎棟以内の米軍施設の建設も進んでいるということで、了解でございます。繰り返しませんけれども、情報が個々入ってきましたら、ぜひ公表をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、物資調達の問題でございます。お答えをいただきました。航空総隊の移駐完了の際に、物資調達の現地調達が可能になるような働きをやっていただくというお答えをいただきまして、大変ありがとうございます。商工会・関係団体とも連携をしていくということでございます。実は、昨年1月末に正和会で、三沢市に視察に行きました。そのときに、三沢商工会のロビーに「自衛隊、米軍、公示情報」という市役所の1階にパーテーションで区切るような、ああいったタイプのものに、張りつけてあるわけでございます。A4の紙が張ってあります。その中の一つを拡大してみますと、20年1月21日付け、航空自衛隊第三航空団会計隊長、何々という名前で広告ということで、ちゃんと角印が押してあります。その入札の件名については、発動発電機無停電電源装置一式の撤去、搬出及び運搬というようなこういう具体的なことが出ています。仕事は3月31日までに終わることというような、こういうことがもう既になされております。こういうことが、ぜひ福生市の商工会のロビーも含めて物資も含めた仕事が、福生市の市内の業者の皆さんが「この仕事のならうちでもできる。」というようなことがあるんでしたら、ぜひそういう情報も含めて公開をしていただく。打ち合わせやら具体的な方法も今からやっていただければ、それなりにスタートと同時にできるのではないかというふうに思っております。市長の答弁で、航空総隊司令部でも「できる限り地元から物資を調達したい」というようなお答えをいただいているということでございますので、大変心強いということに思いますので、ぜひとも実現をしてほしいと思っております。

それから、三沢基地のようにできることが可能なら、米軍と自衛隊の両方の情報が公開できれば、なおいい。自衛隊だけでなく、米軍でも物資の調達がもしあるのかもしれないし、わかりませんが、そういう情報が合わせてですね、もし地元の事業者、商店主、ある経営者の方が参加できて、納入できるようなことがあるのだったら、ぜひ公開をしていただければ、大変ありがたいことだなというふうに思ってお

ります。ぜひ、行政も地域の間に入って、話し合いの場を設けるとか、何か具体策を今から考えて実行してほしいというふうに思うわけでございます。こういうことが実現可能と見込まれるようになると、航空自衛隊の航空総隊司令部移駐工事の完成がある意味とても楽しみな状況になってくると、いうふうに思いますのでぜひ強く要望しておきます。

それから、横田基地に関する総合要請につきましての御答弁もいただきました。大きな変化はなかったということとございました。御答弁でもありましたように、いまだ実現していないことがあるということ、この認識はとても大事だというふうに思っています。騒音防止の問題、飛行時間の問題、防音工事地区指定の問題、空調機の更新の問題、固定資産税等相当額の交付の問題等々、一つ一つ数えると切りがないほどの要望をしてきているわけでございます。5市1町で粘り強く要請をしていくことの必要性も感じておりますし、ぜひとも強力に推進をしていただきたいと思いますので、要望をしておきます。また、5市1町だけと言わず、当市が抱える個別の事案も多々あります。横田基地対策特別委員会の要請行動もありますが、現在も進めておられます市独自の要請行動も日々の通常行動と位置づけまして、ぜひ要請をしていっていただきたいと要望をしておきます。

それから、緊急雇用についても伺いをいたしました。6事業が進行中で1事業が完了したということとございます。それから、ふるさと雇用再生特別補助金や緊急雇用創出事業臨時特例補助金につきましては、6月の補正でそれぞれ1事業ずつ8月から始まると。9月1日に配られました広報にも募集が載ってございましたけれども、今回の質問をさせていただきました要旨は、地元の経済効果といいますか、市内での雇用がこれについてどうなっているのかということをお聞きしたかったからでありまして、それぞれの事業で地元経済や地元雇用という点ではどのようなになっているか、再質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それから、改正国籍法につきましては、改正国籍法によるものかどうかかわからないけれども、1月以降、直近まで3件、4名ということと了解でございます。単純に比較はできないと思いますが、旧国籍法で日本国籍を取得して、住民登録が近年、福生市でどのくらいあるのか、比較はできないと思いますが、外国人の登録がどのくらいあるのか、日本国籍を取得してきてどのくらいあるのか、わかったら教えていただきたいと思います。

それから、法務省民事局の問い合わせをしていただいたことは了解でございます。私がホームページを見たのは6月でありましたけれども、きょう報告をいただきましたのは、7月31日付の報告をいただきました。659件ということで、私どもが勉強をしたときの3月時点では、そうは多くなかったわけで、その後4カ月、ちょうど7月で4カ月、430件ふえているというような現状があるわけでございます。個別の詳細は公開していないという法務省民事局の回答だということも御答弁をいただきまして、付帯決議には、法務委員会で半年間ごとに報告するというようになっておりまして、今お答えいただいたように公表しているわけでありまして、もう少し

詳しく知りたいと、この地方議会で聞いてもなかなか難しいのだなという気がします。ここで民主党を中心とする政権ができて、新しい国会議員の皆様方が本当に国のことを思ったら、その中で心のある議員が、法務委員会で聞いていただくよりも方法がないのかというふうに思っております。残念ですけれどもこれは仕方ありませんので、これはこれでおしまいということで、何点か再質問がありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大野聰君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○副議長（田村正秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からお願いします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは私の方から横田基地について2点ほど、そして緊急雇用対策について1点、御質問がございます。その点につきまして答弁させていただきます。

初めに、米兵の立入禁止区域の関係で、福生社交飲食組合の方からの要望書のご覧いただけますけれども、要望書とともに612名の方の署名が提出されております。

続きまして、飛行回数と苦情件数の関係で、友好祭の際の苦情の関係で、5市1町の状況について答弁させていただきます。市長答弁にもございましたように、福生市におきましては29件ございました。他の自治体に確認させていただきましたところ、立川市で1件、昭島市が6件、羽村市が4件、武蔵村山市が1件、そして瑞穂町はゼロ件という状況だったとのことでございます。

続きまして、緊急雇用対策の関係でございまして、当初予算に計上させていただきました7事業につきましての雇用創出状況でございまして、まず、1点目としまして、公園緑地道路等施設の総点検事業では6名の新規雇用創出で、そのうち市内の方が6名でございます。2点目といたしまして、個人寄贈資料目録作成事業では3名の新規雇用創出で、市内の方が3名でございます。この事業は、完了をいたしております。なお、ただいま申し上げました2つの事業につきましては、市の直接雇用でございまして、1件目は7名、2件目は8名の応募がございました。なお、1件目は現在、10月から12月までの3カ月の二次募集をかけている状況で、募集人員は、一次募集と同じでございます。

次からは、委託事業の関係でございまして、初めに、歴史書翻訳委託では4名の新規雇用創出で、市内の方が2名でございます。次に、商店街振興基本調査委託では2名の新規雇用の創出で、市内の方はおりません。次に、障害者相談支援事業委託では1名の新規雇用創出で、市内の方は同じく、ございません。次に、工場台帳等電算化事業委託では1名の新規雇用の創出で、市内の方はございません。次に、立体駐車場利用状況調査委託では2名の新規雇用創出で、シルバー人材センター会員をあてる条件となっておりますので、市内の方が2名でございます。また、現在も募集中

とのことでございます。私からは以上でございます。

○市民部長（野島保代君） それでは、改正国籍法による住民登録についての再質問に御答弁申し上げます。

国籍取得による福生市への住民登録のここ数年度における状況でございますけれども、平成18年度につきましては、国籍取得での住民登録が2人、19年度では9人、20年度は3人となっております。なお、平成20年度に国籍取得された3人の方は、すべて平成21年1月1日の改正国籍法施行後に国籍取得され、住民登録された方でございます。また、平成21年4月から8月までの5カ月間では1人となっております。以上でございます。

○4番（杉山行男君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。3回目、感想と要望を述べさせていただきます。立入禁止区域の署名の方が612名いらっしゃったということで、多くの方の市民の署名があつて、それに商店の経営者の方のいわゆるお店を維持して、これからなおのこと生計を立てて、さらに継続をしていくということを考えますと、市長も経営者でありましたし、私も小さいながらも回しておりますと、とても大変だと思うわけでございます。商売が、夜の商売か昼の商売かは別ですけども、実際に経営をなさっている方、事業を運営している方、大変なことだと思うんですね。住んでいる方のトラブルということもあるかもしれませんが、ぜひそこら辺を指導をしていただいて、米兵の方にも来ていただき、ゆっくりと休んで、次の仕事、軍事にあたってもらふというふうなことでありますので、ぜひ市がどうこうするということでありませぬけれども、要請をしていただいてですね、4年続いた立入禁止区域が、またもう一度解除して、皆さんの生活の収入といいますか、お店がお客でにぎわうような、そういう状況があるのならいいのかなというふうにも思っております。

それから、友好祭の騒音の他市の件ですけども、今お話を伺って、福生市が一番多いということで、ちょっとびっくりしました。よそも同じように苦情の件数は多いのだというふうに思ったのでありますけれども、横田基地の友好祭イコール福生市だと思つと、やっぱり福生市に一番苦情が来るのかなというふうにも思っています。共同通信が配信しました、ラプターが来たというニュースを見ますと、米軍横田基地（東京都福生市など）となっています。ですから、米軍横田基地は東京都福生市だというふうなことになるわけでございまして、そのために来たのかなということにもなりますし、逆にまた、福生市は横田基地、だということにもなりますし、また、米軍も含めた上手な交流も含めていくと、地域や経済の活性化もまたひとつ前に進める大きなアイテムになるのではないかというふうに思います。ありがとうございます。

それから、地域の緊急雇用対策の件も了解でございます。たくさんの市内の方、6名、3名、それから7名、2名雇用をしていただいております。それから、これからはまだ募集中ということでございますので、少ないかもしれませんが、それが起爆剤となって、地域の経済が少しでも活性化できるような方法、一助になるのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、国籍法につきましては、ありがとうございました。改正国籍法と比べることはできないかもしれませんが、福生市そのものが外国籍の方の多いところでもありますし、そういった帰化ではなくて国籍取得でも、我々の住民として生活している方が多いということを認識したということでございます。特別、19年度は多いというようなことで、これがとりたてて改正国籍法が即、そのまま福生市のところに来たのかどうかというのは不明ではありますが、こういう実態があるということを聞かせていただいたということで了解をいたしたいと思います。私の質問は以上でございまして、いろいろと御協力いただきまして、ありがとうございました。

~~~~~

○副議長（田村正秋君） 次に、17番青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君質問席着席）

○17番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、初めて一問一答という形で、時間配分が何分にも不慣れなものですので、質問は長めに、答弁は短めにという形でさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。大きく3項目、小さい項目まで入れますと7項目と、こうなっておりますので、順を追って一問一答で行きたいと思います。

初めに、国の平成21年度第一次補正予算に伴う対応事業についてでございます。日本の現代史にその1ページを刻むであろう、平成21年8月30日の政権交代の日、それぞれの立場から、多くの考えを持ってここ数日を送っている国民も多いと思います。私もその1人でございます。そこで、まずは今回の選挙結果前に通告をさせていただきますので、この内容について初めに確認した上で、最初の質疑の再質問において、私が危惧している国の補正予算凍結による影響、そして市長としての対応をお聞きしたいと考えておりますので、これについては後ほどお願いをいたします。

通告の1番目でございますが、国の平成21年度の第一次補正予算の成立によって、福生市においても多くの事業計画の中から対応事業を選定したものと思いますが、その事業選別の手順について、どのような手法・物差しで取捨選択を行っているのか、その手順を確認をさせていただきたい。それぞれの事業につきましては、補正予算として議案として提案されておりますので、委員会の中でじっくりと御審議いただけるものと思いますので、その前提におけます物の考え方等々について確認をしていきたい。それはとりもなおさず、市長の行政運営における優先度の認識の度合と合致するものと考えからでございます。まずはここから入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 青海議員の御質問にお答えいたします。国の平成21年度第一次補正予算に伴う対応事業における、選定の事業選別手順についてでございます。去る5月29日に国会で成立した、国の平成21年度一般会計補正予算（第1号）は、一般的に第一次補正予算と報道等でも表現されておりますので、私もそういう表現を

させていただきますが、この第一次補正予算のうち、経済危機対策関係経費は、総額約14兆7000億円で、過去最大の規模であったことは御案内のとおりでございます。御質問の市における対応の選定事業の手順ということでございますが、この第一次補正予算のうち、市で独自に事業選定できたものは、緊急雇用創出事業の増額分における事業選定と、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用事業でございました。子育て・教育支援の対策分野での子育て応援特別手当の拡充、女性特有のがん対策、ひとり親家庭等対策の強化等は、国の制度設計による実施となるために、市における事業選定の裁量度はありませんでした。また、都道府県に設置する地域グリーンニューディール基金の活用による事業は来年度からの実施で、現在は東京都において、配分枠等については調整中の段階でございます。

さて、条件つきではございましたが、事業選定の裁量度が高かった地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用事業は、今議会で後ほど御審議をいただきます補正予算案に計上させていただきました。また、緊急雇用創出事業の増額分における事業選定は、国が設定した交付要件がかなり厳しく、苦慮するものでございましたが、今議会での補正予算を含め、事業計画化をいたしたところでございます。東京都を通じた国への実施計画の提出期限が、正式通知から数えますと非常に短期間での対応となりましたことから、これらの事業化に際しては全庁挙げて取り組むこととし、企画調整課と関係各課との調整を経たのち、庁内の決定機関の議を経て、選定、決定したところでございます。事業採択にあたっては、国の制度要綱、あるいは実施要領で示された事業目的または趣旨に沿い、経済危機対策への効果が期待できるものとさせていただきました。以上で壇上からの青海議員の答弁とさせていただきます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。答弁を整理させていただきますと、市で独自に事業選択できるものは、国の補正の性格上の問題があつて少なかったということ。また、地域グリーンニューディール基金等、次年度からの実施であつて、現時点では東京都で配分を調整中というようなもの。また、総じて言うならば、実施計画の提出期限が非常に短期であるために、全庁挙げて取り組むこととしたというようなことかと思いますが、市には実施計画があつて、きっちりとローリングしながら、そして、その時に応じて必要な緊急のもの、優先度の高いものは入れていくという形で予算化して事業を、市民生活の安定と言いますか、安全安心なまちづくりを目指されていると思いますが、要はいかに実施計画以外に多くの各分野で施策の玉と言いますか、具体的な政策案を持っているかということ、それが仮に財源の調達で交付金、あるいは補助金、あるいは単費でどれくらい出すかとかいういろんな条件で出てきたときにシミュレーションが即座に行われる力が、こういうときだからこそ問われているのではないかとこう思っております。

例えば私も公明党も、前回の定例会のさなか、6月17日に緊急要望を20項目出させていただきました。ちょうどそのころ、市の職員の方々もいろいろと御検討されている最中かと、これは私も会派4人で、数時間かけて力仕事でつくったものでございますが、例えば、緑の産業再生プロジェクトとしては、私も、雨水タンクの

設置推進事業とか、地域活性化・経済危機対策臨時交付金においては、昨日、清水議員の質問にもあった３人乗り自転車の前橋市の例を引いて、購入助成制度とか、あるいは主要公園等にスーパー防犯灯の設置、粗暴犯撲滅のための防犯カメラ設置などの施策等を御提案させていただいたことがきのうのように思い出されるわけですが、要はですね、実施計画以外の市民ニーズの情報収集、どのようなことを市民が今望んでいるか、また、それは一つは各定例会における各議員の一般質問にあらわれてくることでしょうし、あるいは市長への手紙だとか、いろいろな各階層の方々との懇親の場での提案もあるでしょうし、いろいろな形での情報収集や、あるいは財源があればこういう施策はやっていきたいという分野別、あるいは市民の生涯年表別と言いますか、生まれてから高齢者になるまで、お亡くなりになるまで、いろんな時期時期の子育ての支援、あるいは就業の支援、そして住宅問題、あるいは介護、年金、社会保障等に至る各分野のその時代ごとの施策という、そういうのができたらいいなと、ただ限られた財源だからできないというのは事実としても、こういうのができたらいいなという施策を集めるというか、研究するプロジェクト、あるいは常駐として市長の周辺にそういう機能するような組織的なものがあるのかないのか。これがあると、このような短期の場合でも、いろいろなメニューがあるよと、実際の実施計画に載っていないけれども、こういうふうなことが実際的に市民のニーズとしてはあるのだと、それがこういう条件にあてはまらないかと、逆に、財源から来るのではなくて、市民のニーズをどこまで吸い上げられて、そこにこういうような補助金が緊急的な形で出てきたときにあてはめられるようなことが、そういうものがあるのかどうなのか。その辺のところについて、お聞かせをいただきたいと、これは２回目の質問です。よろしくお願いします。

○企画財政部長（田中益雄君） 今回の緊急雇用、あるいは地域活性化・経済危機対策臨時交付金の選定にあたりまして、現在、市の実施計画の事業の提出を受けながら事業選定も行っているところでございますけれども、そういった中から、あるいは今回、国から示されておりますその補助条件等がいくつか示されておまして、そういった中で、各課に補助条件等を示し、今御指摘のあった一般質問、あるいは市長への手紙、いろんな部分からの検討をいただいて、こういう事業はということで、提案を受けてきているところでございます。今御指摘がございましたこれに関する特別なプロジェクト、あるいは常駐した機能があるかという御質問でございますけれども、その点につきましては、企画調整課を中心とした実施計画の選定の組織と申しまししょうか、機能と呼びまじょうか、そういったところを中心に選定を行ってきたと、こういう状況でございます。以上でございます。

○１７番（青海俊伯君） ありがとうございます。そうしますと再々質問、今お話のあったように、実施計画外のもので、いろいろな形で実は手元に玉と言いますか、数多くの施策は持ってらっしゃって、そこから抽出をしてきたということでございますが、それは、常時各分野で、例えば今、本部長制をひいたりとか、各担当部ごとに既にその一覧になっているものなんですか。あるいはそれぞれの職員の中で言われた

ら、手元の資料として持っていて出すような形になっているのか。あるいは、次の実施計画で、優先度を高めたりするときに、下から吸い上げてきて、調整をするためにあるのか、要は企画財政部長の手元に全各部長、課長のところから吸い上って、何百項目とか何十項目とかそのまま一覧となって出てきて、そこで優先度を立てたり、これは今お金がないから順番でこういくと、これは「五つの元気」にあてはまらないからこうしようと、するようになっているのか、その仕掛けがとりあえず、考え方としてはそういう施策を持っていて、そこから抽出したとのことなんですが、具体的にポンとこう、システムと言いますかね、具体的に資料としてドンとすぐに出したりして調整できるものなのかどうかをお聞きしたいのと、緊急雇用創出事業臨時特例補助金が、先ほどの答弁の中で交付条件が非常に厳しいのだというお話もございました。その中でつくったのですということなので、非常に厳しいと言われている交付条件について、合わせて御答弁いただけますか、お願いをいたします。以上です。

○企画財政部長（田中益雄君） 幾つかの事業がこれから総合計画、5年間をつくっていく中で、それぞれの課題を抱える中での事業として上がってきて、それが内部で選定されていくわけでございますけれども、そういった部分での一応原案みたいな形で上がっていますが、それを一覧にしたものは、申し訳ございません、まだ整理はできておりません。ただそれとあわせて今回の場合は、緊急的な国の政策に合致する事業として、適したものがあるかという形での各課からの要望を集めさせていただいたというところでございます。それが1点でございます。

それから、緊急雇用創出事業臨時特例補助金の補助要件でございますけれども、4件ほどございます。一つは、委託または直接実施すること。ただし新規事業であり、かつ建設土木事業でないこと。二つには、事業費に占める人件費割合が7割以上であること。三つには、新規雇用する失業者の割合が、全労働者の4分の3以上であること。また、雇用者の募集は、ハローワークへの求人等募集の公開であること。四つ目としまして、雇用就業期間は原則6カ月未満であること。ただし、介護、福祉、子育て、医療、教育の分野では、更新を1回まで可能とし、1年間までとなっております。この要件をすべて満たすことが、国による実施要綱で定められておったところでございます。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。厳しいそのような補助要件の中で、このたびの補正を組んでいただいたということでございます。理解をさせていただきました。ただあの、1点、御答弁の中でもあいまいとなった、声が小さくなってくるということは、自信がないということで、だから漠然とし始めるんですよ。ということですから、ぜひともこれからも、国の形、政権の形、考え方等がしばらくの間だいぶ、どちらに交代するにしてもいままでと違った安定化してないときには、いろいろな形で国からの補助金だとか、緊急的な対策がこようかと思っておりますので、ぜひとも、これは要望でございますが、それぞれのセクションでお持ちの、これだったら、本当に財源的に確保できればぜひとも、やることによって市民の方に喜んでいただけるのだというものをリストアップして、とりあえず優先度をつくっておいていただい

て、それがいつ何どきでも、すぐに各部長の元、企画財政部長の元とかに集約できるように、そしてその一覧の中から、市長、副市長が聴取できるといいますか、「まずはこうだろう」と言えるような体制づくりを、ぜひともここ1年ぐらいの間につくっておいていただければなどのお願いでございます。この一問一答というのは、なかなか難しいですね。盛り上がりに欠けるというか。

では、続いて1の(2)、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の事業内容の決定理由、ちょっと先ほどと似ていますが、同じく事業の具体的な内容は補正予算の委員会審議にその妥当性をゆだねるといたしまして、その前段として、事業メニューを決定した理由をお伺いしたいと。この臨時交付金は、地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう交付されるものであり、福生市の実情をどのように認識しているかが重要となるわけでございます。その意味で分野別の福生市の実情認識と、今回の交付金活用により、期待する効果はいかなるものかお答えをいただきたいと、まず、最初の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○市長（加藤育男君） 国による地域活性化・経済危機対策臨時交付金、以下臨時交付金と呼びますが、この臨時交付金の交付目的は、次の4項目でございます。すなわち、1、地球温暖化対策、2、少子高齢化社会への対応、3、安全安心の実現、4、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業、議員御指摘のとおりでございます。これらの目的に合致した事業を積極的に実施することによって、経済危機対策に資するよう、創設されたものでございます。御質問は、この目的の4点目である「将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業」の分野での、事業選定における認識と期待する効果とのことでございます。この分野の事業は、七夕まつり設備改良工事を始め、5事業を選定いたしました。私といたしましては、どれも福生市の実情に応じ、また経済危機対策への効果が期待できる事業であるとの認識のもとで決めさせていただきました。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。市長としては今回、補正として計上した事業は、どれも今まさに福生市において、臨時交付金を使うにふさわしい事業であるという認識であるという自信を持ったお答えでございます。あとはじっくりと委員会で、その内容について確認をさせていただきます。

そこで、この項目の再質問をさせていただきますが、これはちょっと仮の話になって恐縮なんですけど、国の補正予算14兆7000億円とも、くくり方の違いで読売新聞などは13兆9000億円と言っておりますが、一昨日の読売新聞夕刊だったでしょうか。国の第一次補正予算を、新政権では執行を停止した上で、彼らの言うところの不要の事業を廃止して、第二次補正及び来年度予算に振り分けると報道をされております。きょうの新聞などでは、基金を中心としてという話で、数兆円規模ということでございます。まだ見えてない部分もありますが、きのうの論調からいきますと、これはあくまで新聞報道なので何とも言えないけれども、大きな新聞ですから、その記事を使わせていただきますが、要は今、第一次補正として通って、各地方自治体がいろんな形でこの9月定例会等で、それぞれの市区町村の補正予算で10月から実施

しようとか、されるようなものというのは結構あると思うのですが、それを不要不急なものを見きわめるために一旦は執行停止していくとなると、かなりタイムラグと言いますか、实际的に国レベルで一遍執行停止にしますよと。で、選別して、既に各地方自治体で予算計上をさせているものについては、そのままにしましょうと言っても、かなりまたその間、何週間かあいてしまうと思うのですよ。

お聞きしたいのは、第3回定例会の委員会付託をされる市の補正予算が、予定どおり通ったとしても、その財源がわからないと、先々大丈夫になるにしてもわからないということになると通常ですと、単費、いわゆる市単独の財源で対応するか、あるいは通ったものの時期をずらして、執行停止、執行待機といいますかね、状態となるかなとこう思うのだけれども、そのような事態になったときに、市長、この16日に新政権が発足すると言われておりますが、どのような行動をとるおつもりか。指をくわえて待っているか、福生市だけでも大変なんだから何とかしてくださいという形で陳情に行かれるか。これらの中には、皆さん待たれていらっしゃる方もいる、10月から始めようとする女性特有のがん検診の無料クーポン券とかね、ようやくここで、子宮頸がんのワクチンが承認されたというところまで来ているのに、またずれてしまうと年が変わってしまうということもあり得るので、仮の話で恐縮なんですけど、何らかの事態が、国の第一次補正予算に対して起こるであろうと、今予想される段階での市長の思いと言いますか、もし仮にこういうことになった場合にはこうしていきたいんだと、もしそれが凍結されたとしても、臨時財政対策債を使ってでも、単費で乗り越えるぞと言うのか、他の自治体ともあわせて、市長会と連携を取って動くとか、いろんなお話があらうかと思うのですが。できれば周りの様子を見ることなく、率先して福生市が先頭を切って、ほかを巻き込みながら、市民の生活をしっかりと守っていただきたいなという思いを込めまして、ここで再質問させていただきまして、この項目は終わりますので、よろしく願いをいたします。

○市長（加藤育男君） 青海議員の御質問にお答えさせていただきます。本当に市民と直接向き合うのが市政でございますので、市政運営の中で一時の停滞も許されないというふうに認識しているところでございます。ですから、その一次補正予算凍結、あるいは執行停止というんですか、機関が機能していかない状況というのは、非常に市としては大変な状況を招きかねないというふうに思っているところでございますので、議員御指摘のとおり、東京都市長会、26市が一丸となっていていろんなところでお願いに歩く。あるいは、私ども個人でも各省庁、あるいは議員の方にアプローチして、福生市が絶対に停滞を招かないような努力はしていこうと思っています。以上です。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。今の本当に積極的な、市民と向き合うのが市政であると、本当にすばらしい言葉でございます。感銘を受けました。また、市としては大変な状況として認識をして、市長会においても単独においても、市民生活が揺るがないように、頑張っていかれるということでございますので、ぜひとも、万が一、そのような事態がないに越したことはありませんが、そういう不測の事態が起きたときには、速やかな英断をもって対処していただきたいと。この御答弁

をいただいたら、私のきょうの質問はもう終わったようなものですから、非常にありがたいと思います。では続いて、そうは言っても通告しておりますので、次に行かせていただきます。通告はとても大事なものですから。

続きまして、2番目、自由広場の活用について、だれが名付けたかわかりませんが自由広場、実際にはなかなか使い勝手の悪い「不自由広場」になっている自由広場でございますが、東福生駅近くにあって、いろんな言い方がされていきました。私が議員になりたてのころは、八小予定地だとか、いろんなことを言われていました。この自由広場について、土地の購入の経緯から、長い間その利用について具体的な協議をされないまま、何か今日までいたっているような気がしてなりません。土地の利用についても多くの可能性を持つ、福生市においては貴重な、また数少ない、まとまった広さの土地でございます。そこで、現時点の使用状況について、自由広場の概要とどのような経緯で現在に至っているのか。現在はプレハブが建って、枝葉破砕処理事業の成果物が幾つかの山になっていて、四角くなくなっている。使い勝手の非常に悪そうな広さになっておりますので、現在の使用状況に至った経緯等々についてまずは確認をさせていただいて、そこからスタートしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 自由広場の活用について、現時点の使用状況及びこれまでの経緯でございますが、この土地は、昭和59年に仮称第八小学校予定地として、土地開発公社から市が取得し、昭和60年から教育財産として管理していたもので、総面積は1万1440平方メートルでございます。しかしながら、社会、経済状況の変化に伴い、児童数の減少に転じたことから、学校建設については、慎重にその推移を見守っておりましたが、平成11年に、今後とも児童数の増加は見込めないとの判断に至っております。その後、学校予定地については、広く市民の皆様に利用されることとなり、その活用について、教育委員会で検討を重ねてまいりました。そして、新たな学校建設は困難との判断に基づき、平成19年3月、教育財産である学校予定地を普通財産に変更しております。この間には、自由広場として市民の皆様に広く利用され、また、福生田園西土地区画整理事業に伴う仮設事務所を設置し、さらに、シルバー人材センターの枝葉破砕処理施設、老人クラブのゲートボール場などとして、貸付をいたし、また、福生警察の建てかえに伴う仮庁舎用地としても貸付をしております。それで、現在に至っているところでございます。

なお、このプレハブの事務所につきましては、2階建てとなっておりますが、1階部分は約503平方メートル、2階部分は約199平方メートルで、合計約702平方メートルでございます。現在の利用状況につきましては、総務部の文書保管場所及び起震車の車庫として、また、生活環境部では清掃や七夕関係の倉庫として、さらに都市建設部では現業職員の詰所や、下水道関係の資材置き場及び作業用車両の車庫として、このほかにも教育委員会では市史関係の図書などの保管場所として使用しております。また、このプレハブを建て直す場合の費用につきましては、概算になりますが、建築費は約5500万円、撤去費が350万円と考えております。ただし、自由

広場の用途地域は、自由広場に面した市道幹線Ⅱ－１号線から２０メートルまでが第一種住居地域で、これ以外は第一種低層住居専用地域となっていることから、第一種低層住居専用地域には、住宅以外の建築物には制限がございます。プレハブ以外の利用形態といたしまして、都市建設部の砂などの資材置き場として約３５０平方メートルでございます。また、先ほど申し上げましたシルバー人材センターの枝葉破碎処理事業に約８００平方メートルを貸し付けております。このほかにはゲートボール場が２面、面積は９５２平方メートルでございます、地域の二つの老人クラブに貸し付けております。なお、普段は自由広場として、子どもの遊び場などとして、多くの市民の皆様に利用されているところでございます。また、一時的な利用方法といたしましては、七夕まつりや横田基地の日米友好祭のときに、臨時駐車場として、また、バザーの会場やラジオ体操の会場としての利用や、市内の公共事業のための資材置き場にも利用されております。以上でございます。

○１７番（青海俊伯君） ありがとうございます。現時点での使用状況をお伺いしまして、１万１４４０平米ですよということですよ。プレハブの延べ床面積が７０２平米あって、その中には総務部の文書保管場所、それと起震車置き場、生活環境部の清掃、あるいは七夕の倉庫、都市建設部では現業職員の詰め所、資材置き場、作業用車両車庫、教育委員会の市史関係の図書保管場所等々であると。また、シルバー人材センターの枝葉破碎処理事業があって、これで約８００平米ですよ。「貸し付けています」ということなんですが、基本的なことを聞きますが、まず１点、必要だからそこへ入れているというよりも、どちらかと言ったら、空いている場所があったので、そこへ置いたという気がしてならないんだけれども、そういうことではないのですかね。例えばどうしても都市建設部の現業職員の詰所だとか、車両だとか、道具だとか、どこかに置かなければいけないのは確かですよ。一つ一つとらえると、そうかなと思うのだけれども、たまたまあそこがあいているから、プレハブ建ててやったら使い勝手いいなという形なので、ばらした時に、市内のどこかに置ける場所がないのかなと、いう気もしないでもないということはないんですかっていうことをお聞きしたいのが一つと、今１番目立つのは、私は何としてもいろんな、この１万１４４０平米全部とは言わないけれども、使用最小限の物を置かなければいけない、管理しなければいけないスペースは、そのほかにないのだったらあそこで使う必要はあるでしょうと。

だけれども、形として今のようないびつな形でなしに、極力、真四角にして市民の方があるいは各種団体が使うときに、使い勝手のいいようにすることはできないのですかという思いからすると、枝葉破碎事業、製品を今積み上げてます。シルバー人材センターへの仕事としてやって、雇用も生まれていると伺っていますから、それ自体を否定するつもりは毛頭ないですよ。一生懸命やっていただいて、環境の循環型の形で結構なことだと思うのですが、本当にあれだけの山にしておいて、需要と供給のバランスといいますか、需給バランスがとれているのでしょうか。あるいは、あれの半分くらいの山で済むんだったら、もうちょっと場所を動かせば、あそこのところはプレハブの外側といいますか、八高線側は、ある程度四角くなるのではなからうかなと

考えておりまして、今言ったように、「あいている場所があるから置いているんじゃないですか」という質問をすると、「そんなことはないです」というしか答えが来ないのでしょうけれども、まず再確認したいと言うことと、枝葉の破碎事業の製品を積んでいる山が幾つかありますが、それが需給バランスからいって適切なんですか。あるいはそれを隅の方にといいいますか、動かすことが技術的に可能なのか。あるいは、製品のでき上がったものの性格上、多分堆肥にするはずですから、そのにおいだとか、あるいは虫が出るとか、そういうことがあって真ん中においているのか、人家の近隣の住まいの近くに持っていけない形なのか含めて、基本的なところをお伺いしたい。合わせて、私はあそこの1万1440平米というのは何でも使えるかと思ったら、用途区域が決まっていて、あそこの広い通りから20メートルまでは結構な建物が建てられるけれども、その奥の方は、第一種低層住居専用地域ということで、ほとんど住宅以外建てられないということなんでしょうけれども、都市計画法第9条で、用途地域って決められていると思うのですが、その用途地域を変更しようという場合には、相当な手続といいいますか、単純に自由広場だけというわけにいかないのか。要するに、それが例えば低層の住宅占用地域でなしに、第二種の住居地域だとか、いろんなものが建てられるようにするとかねればですね、また違った使い道もあるんでしょうけれども、そういうことが可能なのかどうなのか、一例を挙げますと、全然内容は違うのですが、京都市に京都迎賓館というのができたときに、用途地域の変更を実はやっていて、大きな問題になって、都市計画法にずれているとか、本旨に反しているとか、いろいろあるわけですがけれども、福生市において、仮に用途地域の変更をしないと、あそこに住宅以外の高いものは建てられないとか、住居以外のものは建ててはいけません。要するに、ただの広っぱにしておかなければいけないということなのか、何か立体の駐車場に仮にしようと思っても、建てられないわけですから、その辺のところの手続上、大変な手続きがかかるのか、技術的にやれば時間かけてもそういう方向性が出ればできるものなのか。この3点をここで、あいている場所があるから置いているかということと、枝葉の破碎事業の受給バランスと、今言った用途地域の変更の可能性ありやなしや、ということについてお伺いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、まず1点目のあそこのあの場所でなければならないのか、というような趣旨でございますけれども、このプレハブの事務所につきましては、市長答弁にもございましたとおり、田園西土地区画整理事業に伴う仮設事務所として設置をしたものでございます。この仮設事務所の設置に当たりましては、やはりかなり広い土地が必要なことと、それに市の所有地の中には、用途地域の関係で制限をされている土地が多く、また、このことは議員の方からも御指摘がございましたけれども、自由広場の同一敷地内におきましても、用途地域が異なっている状況がございまして、現在の場所に設置をするに当たっても、当時さまざまな工夫をしていく中で設置をしたという、そういった経緯もございます。このような状況でございますことから、特にあの自由広場でなければならないということではなく、市の市有

地の中で、自由広場でなければこのような規模の施設が設置できない、建設できないという、このようなことで御理解をいただければと、そのように考えております。

また、チップ関係につきましては、このあと福祉部長の方から話もございますけれども、この処理施設につきましても、やはりかなり広い場所を要することを含め、さまざま制限がございまして、広い自由広場しか設置ができなかったことで、現状のような状況となっている、そのような状況がございます。以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、シルバー人材センターの枝葉破碎処理に係りまして、私の方から一応、担当ということで答弁をさせていただきます。この事業につきましては、市内の市民の皆さん、あるいは役所もそうであります。植木剪定等の枝葉を、処理機によって破碎しチップ化して、それを堆肥化にするというものでございます。いわゆる処理量に対して堆肥化した製品といいますか、堆肥、この販売、いわゆる需給バランスであります。やはり処理する量が多く、販売する量は少ないというような状況でございます。それと、先ほど総務部長からも若干お話がございましたが、シルバー人材センターとしては、本事業につきましては、やはり雇用の創出のため、継続をしていきたいというところではございます。ただ、作業上あるいはチップ等の置き場を市からお借りしているということでございますので、場所等につきましては、指定をしていただければそちらへ移動するというようなことは当然考えられると、ただ、チップ置き場と処理施設を、仮に、自由広場で端っこと端っこというようなことになると、やはり作業効率、あるいはそのチップを運搬するときには重機等も使用いたしますので、利用者の安全面というようなところで、やはり懸念もされると。それから、処理施設そっくり移転をするということになると、やはり移転経費等と、そういったものがかかってくると、その経費を負担といいますか、そうしたものをどうするかというようなところもあると、そのようなことを一応シルバー人材センターの方で確認をさせていただいております。私からは以上でございます。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは私の方からは、用途地域関連につきましては御答弁を申し上げます。この用途地域につきましては、都市計画法の８条に規定されていまして、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るという制度でございまして、この用途地域の指定の大前提としまして、まずはあの上位計画でございます総合計画の土地利用の方針が示されるということがございまして、分野別の計画でございます都市計画マスタープランに整備方針を定めるという形で現在、第一種低層住居専用地域と道路端から２０メートルまでが第一種住居地域と、２種類の用途になってございます。第一種低層住居専用地域につきましては、高さが１０メートルまでで、閑静な住宅を形成しようという地域でございます。道路から２０メートルの第一種住居地域につきましては、これは事務所、店舗、面積的には３０００平方メートル以下のものが建つということになっております。そういうような用途で現在、指定されてございます。そこで今後、例えば地域整備の方向性を見直しを合わせてという前提になりますが、目指すべき都市像を明確にして、必要性の変更等を明らかにするということが必要になってきます。そこで、都市計画変更の手续となりますと、まずは市の都市計

画審議会の答申を受けて、東京都の方へ申請する形になります。そうしますと東京都の都市計画地方審議会がまた答申を受けて、東京都より決定がいただけるという形になっています。したがって、決定は東京都の決定という形になります。今後、そんな手続きを踏めば、変更もなるのかなという形にはなります。以上でございます。

○副議長（田村正秋君） 午後2時15分まで休憩とさせていただきます。

午後1時58分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○副議長（田村正秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（青海俊伯君） 御答弁ありがとうございました。それでは続けさせていただきますが、自由広場につきまして、枝葉の破碎事業等につきましては、需給バランスからいって処理量の方が販売の量よりはふえている、多いなど、そういうことから、必然的に在庫がたまっていくということでございます。しかしながら、シルバー人材センターの雇用創出にも繋がっているということでございますから、うまい落とし所が必要かなと、それによって、今はちょうど自由広場の中央部分にできている在庫の山になっている部分を、どこか端の方に動かせれば一番いいかなと、いうことからすると、一つの御提案でございますが、今聞くところによると、大口でまとまって買っただけるところについてはそのままにしておいて、ほかのところは枝葉、チップにしてしまった段階でもう皆さんに配っちゃうと、もう山をつくらないで市民の皆さんに無料であげてしまうと、それぞれのご家庭で堆肥化していけばどんどんさばけていくし、山がなくなるし、そうすればあそこは、広くて四角く使えることは使えと、こういう発想もなきにしもあらず、あり得るのではないかなとこう思っているんで、そんなことを私が質問をしたら、福祉部長はどんなふうにお答えになるかです。もちろんシルバー人材センターがやっていることです。その事業内容まで急に突っ込んで言うわけにはいかないでしょうけれども、一つの可能性として、シルバーの方もそれの方が安心してずっと継続した事業としてできればいいのかなと。仮に、ここで言ったからといって、それがずっと記録にはとどまりますけれども、実際はシルバー人材センターの事業ですから、お考えいただければいいこととでございます。ということで一遍、そんなこともあり得るのではないかということについて、お考えをお聞かせいただきたいのが1点。

それと、今さっき都市建設部長の方から御答弁いただいた用途地域の変更というのは大変な作業にかかるわけであれば逆に、これも仮の話でございますが、昨今、市の給食センターがどこにどうしようかなんていう話も何年か先には出なきやいかんとなると、今、福生市の中で、高い建物、いわゆるそういうセンターみたいなものをつくって何ともしないというところは本当に限られていて、武蔵野台のテニスコート、現在、フットサル、この間やりましたあそこは準工業地帯ですから、高い建物をつくって、その中に仮の話ですよ、あそこの地域と、自由広場の方がちょっと広いかなと思うんですが、自由広場とそっくりと入れかえてしまうことができれば、今の古くなったプレ

ハブをしっかりとした建物にして、シルバー人材センターのチップの置き場もしっかりできて、なおかつ先々の給食センターとしての機能もできて、自由広場は自由広場で、公園としてしっかりと再生もできると言うようなことであれば、比較的、東京都の方ももちろん許可を受けるにしても、都市計画の方は福生市の市内での調整で済むのではないかと思いますのですが、一つの可能性として、今こう私が言ったから給食センターのことをあの人が先走ったとかと言うのではなく、一つの可能性として、そういうことも視野に入れるべきではないんですかという質問をさせていただきたいということが一つでございます。ということで、ここのところは、その辺のところだけ、お聞かせをいただきたいと、こう思っております。以上のことが再々質問、3回目になりますので、何点かお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、枝葉破碎事業に関連いたしまして、チップの段階で市民等へという御提案がございました。無料あるいは有料というようなところもあらうかと思いますが、いずれにいたしましても早期処理をしたものが、何らかで販売あるいは処分というようにできるような形で、これは相手もあることでございますので、シルバー人材センターともいろいろと今後協議をさせていただきまして、考えさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長（田中益雄君） 2点目の御質問の関係でございますけれども、ちょっとこのあとの今後の活用方法のところに絡んでしまう部分もございますけれども、現在全く白紙の状態でございますけれども、確かに御指摘のようなことも、用途地域との関係で、可能性として考える部分の一つの要素としてはあるかもしれませんけれども、現時点では全く白紙の状態であるということでございます。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。それでは、次の自由広場の活用の2番、未利用地の検討機関における見解、若干前後してしまいましたがそこに入りたいと思いますが、未利用地の検討機関、いわゆる委員会でしょうかね、未利用地検討委員会においては、今、見解として、この自由広場はどのようなポジションで未利用地検討委員会では押さえていらっしゃるのかよろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 議員御質問の未利用地検討委員会での今後の自由広場の見解でございます。当該自由広場は、未利用地の活用分類では、施策での活用を図る未利用地とされ、今後の行政課題等への対応に備え、当面はこのまま保有し、それぞれの土地に見合った活用施策の検討を進めていく土地であるとの位置づけでございます。先ほどの答弁にもありましたように、現況での利用状況のほか、自由な市民利用の広場として活用することとしております。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。未利用地の検討委員会では、施策での活用をはかる未利用地として、未利用地の活用分類では、施策での活用を図る未利用地として認識をしていますということで、今後の行政課題への対応に備えて、当面はこのままに保有しているということでございます。そこで、この何遍読んでも、今聞いてもわからないのですが、施策での活用を図る未利用地というのは、一体何な

んでしょうかと。当面、このままずっと保有してきてたわけですね。ずっととなると、非常に限られた土地というのは、すばらしい可能性を秘めた財産といえますか、とてつもなく多くの価値を生むところだと思うのです。それに対して、施策での活用を図る未利用地として、当面、これを保有してということでございますが、この施策での活用を図るという意味は、具体的に私たち市民生活を営んでいるものにわかる言葉で置き換えると、どんなふうになりますか。行政用語でなしに、翻訳をしていただいて、よろしく願いをいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） 御質問の、施策での活用を図る未利用地ということでございます。施策での活用を図るという意味合いは、例えば、公園をつくるとか、何か建物を建てるとか、その土地を利用して市民の利用に供したり、行政上の利用に供するといった計画が生じたときに、その用途に活用するという意味合いでございます。要するに、行政目的を持って使用するまで、そういうものに今後活用していこうという意味合いでございます。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。ということは、施策での活用は、公園を作るとか、建物を建てるとか、そういう計画が生じたときに使うために置いとくよということなんですね。ということは、その具体的な施策が決定するまでは、大事な土地だから、何もしないで置いておこうと、その都度その都度使おうということなんですね。何となくわかってきました。

それでは、その次にいきます。そこで、今後の活用方法についてでございます。今までの使用状況、あるいは未利用地検討委員会の見解等もお伺いしましたが、それを受けて福生市としてはこの自由広場の活用に対して単年度、いわゆる今年あるいは来年、あるいは中期的に四、五年の間、長期的に10年スパンくらいで見たときに、どのように考えているのか。今までの話からすると、それまでの施策での活用がはつきりするまでの間は、そのままという形、今のような変形した、でこぼこした形のまま、空いているスペースだけどこに貸すとかっていう形にしようとしているのかどうかをお伺いしたい。長期的な意味合いまで含めてどのように活用していきたいかを、お伺いをさせていただきたいと思います。これは自由広場の活用について、(3)の1回目の質問とさせていただきます。

○市長（加藤育男君） 今後の活用方法についてでございますが、この土地は、市が保有している普通財産としては、最大の広さの土地でございます。所在地も二つの駅に近く、利便性のある場所でございますので、さまざまな利活用の可能性を秘めた土地であるとの認識をしているところでございます。それゆえに、市の将来の発展に資する利活用の判断が必要でございますし、また、今後10年ほどの期間での土地に係る計画では、都市計画道路347号線、これは、富士見通りの一部と自由広場に面する市道幹線Ⅱ-1号線でございますが、この拡幅事業に伴う代替用地の確保や、議員御指摘のとおり、学校給食センター建設用地の選定なども考えられるところでございます。いずれにいたしましても、財政計画を含め、今後の年度割の計画を詰めていく中で、自由広場の利活用の方向が決まってくるものと考えておりますので、した

がしまして、それまではしばらくこのままの状態で市民の皆様の利用に供していきたいと、そういうふうに思っているところでございます。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。わかりました。そこで、市民の皆様利用に供していきたいということですから、形、面積と、使いやすくしてあげる必要はあると思うのですよ。そこで、できるだけ使い勝手のいい四角い地面を確保して、その中で、ここは町会のゲートボールだ、ここは何をしたらいいところだとか、貸してあげるとか、何かイベントがあったら臨時駐車場にとかっていう形ならいいですが、今は行かれらわかりますけれども、本当にでこぼこしてますよ。何でこんなふうになってしまったかっていうくらい、形が複雑になっていますから、そうであれば、真四角に取れば、いかようにでも市民の方が使えるのではないかと、こう思います。ですから、先ほどの件ではないけれども、そういう意味合いも含めて、あそこの真ん中の枝葉の処理の部分を動かすとかも必要かと思うっております。そこで、ここでお聞きしたいのは、場所をとにかく使い勝手いいような形にするのには一番いいわけですが、広くですね、その都度その都度思いついたような形であそこを使わせてくださいというのではなしに、逆に自由広場は当分の間、皆さんの使いやすいような形で御利用くださいという形で、企画を募集したり、あるいは案を公募したり、経済的に若干なりとも有為になって、あるいは地域の商店街の皆さんが喜んだり、地域の住民の方が喜べるような形のものを問いかけたりする。積極的に、今どっちかと言ったら消極的に、ここ空いてそうだなというので、じゃあ駐車場にちょっと貸してくださいよとか、ゲートボール場に貸してくださいよということだけでも、固まった土地の広さがあれば、仮に、これだけあったらどこかの団体が、夕方だけでもスポーツの練習をするのに貸してくださいよということも、でき得ると思うんですよ。そのような形で、ここの場所を積極的に、使用、貸し出しを促進するようなお気持ちがあるかどうか。できれば、そういう形で少しでも、市の職員の皆さま方、あるいは関係者以外で広く市民の方に投げかけてみて、そういう広さがあるんだったら、使い勝手いいから2週間ほど貸してもらえないかとかいうようなところがあって、それはどこへ相談に行けばいいかっていうぐらいの、そういうふうな形のものをつくる気はあるかどうかについてお尋ねをしまして、自由広場について終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、御質問に答弁させていただきます。先ほど来申し上げているとおり、未利用地検討委員会での報告の趣旨は、正式な市の施策として広場の活用が決まるまでは、広場内に新たな構造物は設置しないで、暫定的な市民の皆様利用に供するという事になっております。整形地の問題も確かにございます。それから、あくまでも暫定的な部分ということでございまして、どういう形の要望に答えていくかという部分につきまして、いろんな角度からの市民の方の要望等を聴取してはどうかということでございますけれども、ちょっとその辺につきましては、今後、少し研究させていただきたいと思いますが、現時点では、現在の状態の中で、チップの関係もございまして、自由に御利用いただきたいと、このよう

に考えております。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。ぜひとも、いろんな角度から研究してみてください。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな3番目、米軍横田基地との交流についてを質問させていただきます。米軍横田基地は、国の安全保障という見地からの必要性は言を待たないわけですが、地元市民にとっては、安全安心の観点からも、地域経済のいろんな観点から見ても、ないに越したことはないというのは間違いのない市民感情ではあるかと思います。しかしながら、基地が敵として存在しているということには間違いなくて、一朝一夕になくなるという環境ではないということのも事実であります。であれば、発想の一つとして、いかに市民が交流をして、基地の資産を活用できるか検討することも大事なことでないかと考えるわけでございます。そこで現在の福生市及び各民間団体等の米軍横田基地との交流の実態について、まず伺いたいとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○市長（加藤育男君） 米軍横田基地との交流の実態についてでございますが、横田基地との交流で最も代表的な民間団体は、平成元年3月に日本とアメリカの友好親善、相互理解を深めることなどを目的として発足いたしました、福生・横田交流クラブかと認識しておるところでございます。この活動は毎年、基地内で行われているスペシャルオリンピックへの協賛や、福生駅東口広場や国道16号線沿いの会場などを中心に、毎年行われているインターナショナルフェアへの共催など、さまざまなイベントを通じて、友好的、文化的な交流を行っております。また、福生吹奏楽団が米国空軍太平洋音楽隊と合同演奏会を開催し、また毎年、横田基地内の小学校に福生市や周辺自治体で活動している方々が招かれ、日本文化などの紹介を行うなどしておりますし、米軍人やその家族が福生第四小学校を訪れ、子どもたちとの英語活動などを通じた交流を行っておりますし、また、こういう活動は、現場の先生方の意向もあると思えますけれども、福生市内で積極的にやっていただければと思っております。さらに、福生七夕まつりには、米軍人やその家族が、みこしや流し踊りなどに多数参加しておりますし、横田基地内の将校婦人と福生市や周辺の女性が交流を深めるために、月一、二回ほどの会合を公民館を利用して行っておると聞いております。これ以外にも、個人的な交流はかなりあるのではないかと考えております。なお、本年3月には、市民会館大ホールにおきまして、防衛省北関東防衛局の主催により、日米交流合同音楽会も非常に盛大に行われております。

次に、基地との交流についての基本的な考え方でございます。まず、横田基地に関しましては、基地の存在の是非は別にして、基地は存在する以上はその存在を活用するという発想の転換も必要ではないかと考えております。それを踏まえて、基地との交流の基本的な考えでございますが、交流は、相互理解をさらに深めるためにも、また、国際化が一層進展している現代社会においては、他国の文化を理解することや日本の文化を再確認していただくためにも、非常に重要なことであると考えております。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。基本的なお考えは私どもと一致をしているわけでございます。今お話のありましたように、相互理解を深める、また、国際化の中で、やはりいい意味でのかかわりを深めていただけたらと思っております。ということで、この最初のところはそれで答弁いただいて結構でございます。

続いて、それに関連して実際の米軍施設の市民活用についてお伺いをしたいのですが、米軍施設の福生市民の活用についてなかなか見えないところもあるんですが、二つお伺いしたいと思っています。前も基地対策特別委員会で、北関東防衛局へ行ったときにお話をして、自衛隊の方に言うておきましようというお話もありましたけれども、住宅西地区に航空総隊司令部が来ることもあるので、航空自衛隊の紹介施設、いわゆる浜松基地の浜松広報館みたいな形のものがないかなというようなことも含めて、ただこの横田基地は、米軍の横田基地でもありますので、合わせて米軍の紹介施設等を含めて、あの地域にその周辺整備等ができればありがたいなところ思っております。その辺のことについてどんなふうにお考えになりますか。

それと、今先ほどのお話のように、現時点においても、いろいろな形で市民の方が市内へ出向いていただいたり、市民会館での演奏会があったり、あるいはインターナショナルフェアでいろんな形で共催してもらったりしておりますが、基地の中にはすばらしい施設がいっぱいあると思います。もちろんセキュリティの問題はあろうかと思いますが、過日の友好祭におきましても、十数万人の方が基地内に入られて、先ほどの議員の質問ではありませんけれども、全国からそのファンの方が見に来られることもあるわけです。ということからすると、基地の中の、例えば体育館だとか、あるいは基地の中にはすばらしいスケートボードの施設があると、確か一、二年前に前あったものを撤去したというので、何とかそれをいただけないものかと動いたこともあったのですが、それはちょっといろんな契約上の問題があってできなかったのですが、それをやめてすばらしい施設ができたところ伺っておりますが、それらのものを、年に1回でも2回でもイベントのような形で使わせてもらえるようなことが、それなりの各種団体の方から上がってきたりしたときに、福生市の方としてその窓口となって国際交流、あるいは地域との友好・信頼関係を結ぶ意味でも、市として、基地対策の担当部門が窓口となって調整役として米軍の方と交渉して、できるというようなこういう事業がもしそれがどこかの実行委員会であってもかまわないわけですが、のべつ幕なしというわけにはいかないでしょうから、あくまで軍隊ですから、しかしながら、年に数回ぐらいだったらできないことはないのではなかろうかなという思いもございしますので、その辺のところについてお伺いをしたい、このようにこう思っております。よろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 米軍施設の市民活用等についてでございます。まず、西住宅地区に自衛隊などの紹介施設とその周辺の整備などについてでございますが、米軍再編に伴い、平成18年3月に、当時の防衛庁長官などに対して提出した6項目の要請の一つとして基地内に基地の歴史や市民との話し合いなどができる、施設等の整備に配慮することを要請しております。これに対して防衛省は、例えば航空自衛隊の浜松

基地には浜松広報館という施設があるように、自衛隊基地には例があるが、横田基地は米軍基地であり、今後、その一部を自衛隊が使用することになるので、状況は全く違うという見解でございます。確かに全国的に見ても、浜松広報館のほかに三沢基地、小松基地など、主要な自衛隊基地には広報館のような施設がございますが、米軍基地の場合は、今のところ前例がないのも事実でございます。そのため、容易に実現できるとは考えてはおりませんが、私自身、防衛省幹部に直接、要望もいたしておるところでございます。

次に、基地内の福利厚生施設などを利用した交流についてでございます。横田基地との交流を進める上で、基地内の施設が利用できるのであれば、さらに交流が深まるのではないかと考えております。ただ、横田基地は当然のこととして米軍基地でございます。そのため、基地側の意向を十分確認しなければなりませんし、絶大な協力も必要となります。さらに、交流事業に関しましては、福生市が中心となるのではなく、やはり、福生・横田交流クラブなど民間の方々を中心となることが望ましいと考えております。そこで、福生市といたしましては、まず、交流クラブなどに意向を確認した上で、協力できる部分は大いに協力し、実現に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。以上で青海議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。なかなか難しいと思うので、御答弁いただいたように、しかしながらも粘り強く負の部分と言うのは多々あるわけですが、しかしながら厳としてある場合には、そこをどう発想を切りかえて、プラスの部分もつくり出していくか、決してプラスマイナスイコールゼロにはならないとは思いますが、少しでも市民の皆さんが、そういう施設ができることによって、豊かな生活が送れるように、安全安心の面では不安を掲げたままかもしれないけれども、それはそれとしておいて、プラスの要素はあるのであれば、国際交流含めまして、福生市に住んでメリットもあったというふうになっていただければと思いますので、粘り強くそういう視点も忘れないでいただければなと思っております。

そこで、市民団体代表として横田交流クラブ等の意向を確認してということでございます。ぜひともまた、ほかのいろんな各種団体等があると思います。例えば、インターナショナルフェアであれば、実行委員会もあれば、地元の商店主の方もいらっしゃる、いろんな方々にお声をかけていただいて、そうすればいいものも生まれてくるかもしれません。そのときに、そういうインターナショナルフェア等々と連携をしながら、基地の中の施設が使えるような形であれば、結構毎年ずっと長期に渡るといっても何日間かのイベントとしてでき得れば、それが定着すれば、大きな福生のにぎわいのあるまちのひとつの柱にもなろうかと思います。それには、市民、団体の皆さんのそれぞれお持ちの人脈とは別個に、市としても米軍基地内の人脈形成に務めていただいて、市民や団体に関しての交流事業の担当窓口をぜひともつくられたほうがいいのではないかと、こう思います。騒音があったり、何かあると抗議に行ったりするのと同じぐらい積極的に顔を出して、どうやったら市民の方と——要するに、

市民会館を使って演奏会を毎年仮にできたとします。であれば、2年に一遍、3年に一遍向こうの施設の中に行って、地域の方々が行って演奏会をするとか、いろんな形で向こうのものを使えたら、一番すばらしいのではないかなというような気もいたします。先ほど言ったスケートボードにしても、アメリカのものは世界で一番すばらしい正確なもので、日本で買ったら数千万円するのだというものが、あるやにも伺っております。ですから、そんな意味からすると、そういうことがもし仮にそういう若い人たちの団体が集約をしてみんなに声かけて、使いたいよと言ったときに、相談にじゃあ一肌脱ぎましようと言えるようなことが市の窓口であれば一番いいのかなと、こう思っておりますが、それどうですかと言っても、研究してみますとか言うぐらいで、急に言われても何とも言えませんが関の山でしょうから、そのようなことは私は今回、この横田基地に関して質問したときに感じましたので、要望にとどめておきます。

いずれにしても、言いましたように、先ほど答弁のありましたとおり、今盛んにいろいろな立場の方が、いろいろな人脈を通じて、横田の中の兵隊といいますか、基地の中の方々との人的交流を進めていらっしゃる。これは何にもまして、民間と民間との人と人との交流、外交と言いますか、大げさに言うと——が、一つの大きな平和をつくる意味では、とても大事な視点となってくるその後押しをできれば、中心とならなくても背中を押してあげるような相談窓口が福生市のどこか、基地対策の中なり担当主幹のところなりでも結構ですから、あって私がいつも顔を出しているところに相談にしていけるよというような形でつながってくれば、一番ありがたいかなというようなことを感じます。

いずれにしても、すべて今まで横田基地のことについてお話したことは、一朝一夕ではいけないけれども、何も動かないとずっと固まったままですので、少しでも動きがとれるような形で、自由な発想であるべきものは活用していく。よりその根底にあるのは、福生市民の人が少しでも基地があることの負担を軽く感じられるような、市民生活が送れるような、そして、まちが少しでも発展するようなという視点で取り組めるような形にしていいただければ幸いだと思います。以上をもちまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。終わります。

~~~~~  
○副議長（田村正秋君） それでは、午後3時5分まで休憩をいたします。

午後2時51分 休憩

~~~~~  
午後3時5分 開議

○副議長（田村正秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君質問席着席）

○8番（奥富喜一君） 一般質問に入る前にまず謝意を述べさせていただきたいと思います。6月議会での私の一般質問の中で、「核兵器廃絶国民平和行進がことしも全国11幹線コースを中心に網の目行進をいたします。前市長は都合がつけば激励の参

加をいたしますと答えられ、ついに1度も参加されることはありませんでしたが、ことしは5月6日水曜日、北海道礼文島から枝分かれコースが、ここ福生の地を7月17日金曜日に通過いたします。福生市役所前に12時から12時10分まで休憩し、福生公園に向けて行進します。この行進の激励に市長みずから参加することについてお聞かせください」との質問に対し、多くの団体が平和運動に取り組んでいることに対し、承知しているし、敬意を表している。市役所に来訪された際には、時間の許す限りお会いしたいと考えているとのお答えでした。私は、前市長のようにリップサービスで終わらないようお願いいたしますと申し上げましたが、7月17日には市長みずからが現実にあいさつに立たれ、運動の激励をされました。このことにまず謝意を述べたいと思います。それとともに、来年以降もお続けくださるようお願いいたします。

それでは、通告に基づき一問一答方式で一般質問をさせていただきます。1、米軍基地についての(1)航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について、毎回お聞きしているところですが、基礎打設工事とその後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。まずは、よろしくお願いします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 奥富議員の御質問にお答えいたします。冒頭に謝辞のお話が出ましたが、時間の許す限りでございますので、来年以降はちょっとよくわかりませんが、御容赦いただきたいと思います。

航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況についてでございますが、この件に関しましては、杉山議員に答弁させていただいておりますので一部割愛をさせていただきます。工事の進捗状況でございますが、庁舎棟などの建設に向けた掘削工事、基礎工事が終了し、現在は6月下旬から地下部分の躯体工事を行っており、年内には地上部分の躯体工事に取りかかる予定であると聞いております。また、建設工事に伴う車両台数でございますが、生コンクリートの打設時には、1日100台程度とのことでございますが、通常は資材搬入車両が、1日10台程度と聞いております。以上でございます。

○8番(奥富喜一君) 大型車の出入りもいつときよりは大幅に減少したということですので、わかりました。ところで、建設現場には施工体系図、建設業の許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、作業主任者一覧表、緊急時連絡表といった標識看板の提示が義務づけられておりますが、基地内といえども、日本の自衛隊施設建設であるから、当然に日本の建設業法等適用があるところですが、このような航空総隊司令部建設に伴うお知らせ看板の設置については、どこに表示されているのかをお聞かせください。

○企画財政部長(田中益雄君) 航空総隊司令部建設に伴う、お知らせ看板の件でございますけれども、建設工事に伴うお知らせ看板の設置につきましては、基本的には、中高層建築物を建築する場合は、近隣に周知するために事前にお知らせ看板の設置が義務づけられているところでございます。そこで、建築確認の許認可等の事務を行っ

ております東京都多摩建築指導事務所に確認をいたしましたところ、今回の建物は、建築する敷地を対象として建築確認申請を行っているため、建築する敷地内にお知らせ看板を設置すればよいとのことでした。そこで、実際に基地担当の職員が基地内の建設現場を確認したところ、建設現場を囲っているフェンスに、建築基準法による確認済建築業の許可票や、労災保険関係成立票などが張られていたことを確認しておるところでございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 中高層建築物条例のことを言われているようですが、基礎工事を伴うような建築工事は、原則建築基準法による確認申請が必要であり、中高層建築物に限らず建築工事現場に標識の提示が義務付けられています。建設業法では、（目的）第一条、この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（標識の掲示）第四十条、建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業または特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないとありますことから、建設業法だけの立法趣旨からしても、また、第四十条では、公衆の見易い場所とありますので、公衆は社会一般の人々を指しますから、一番関係の深い福生市民の目に触れるべきところに表示すべきで、一般公衆が見るには困難な場所に表示するのは、脱法行為と言えるのではないのでしょうか。米軍横田基地内という治外法権の地に建設する工事とはいえ、工事そのものは日本の法律が及ぶ自衛隊の施設工事であり、日本人の血税が400億円も注がれている工事であることから、当然に周辺住民に工事の内容の詳細が事前に告知され、常時工事の進捗が報告されるべきものであります。ところが秘密だらけの工事で、情報公開で求めた工事図面は、黒塗りの新聞見開きの大きさA1サイズ20枚だったわけであります。こんな周辺住民をないがしろにした工事は、市民の利益に反するもの以外の何ものでもありません。北朝鮮とどこが違うのか、民主主義国家におよそあってはならない建設工事であります。フェンスの中で、市民の目に触れることのない標識の掲示を許すという根拠法令をお示しいただきたい。

○企画財政部長（田中益雄君） 掲示の関係でございます。再々質問です。答弁させていただきます。建設業法第四十条の目的は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって建設工事の適正な執行を確保し、発注者を保護することを基本としておると伺っております。今回の場合、建設工事現場に建設業法で定める標識が掲示してありましたので、私どもとしましては特に問題はないという認識を持っているところでございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 納得のいかないお答えしかいただけませんでした。ぜひ次回までに納得のいくお答えいただけるよう、よく確認をお願いしたいと思います。

次に移りまして、（2）核密約問題についてお聞きします。日本は世界で唯一の被爆国民であり、「核兵器は持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を国是として

います。ところが、1960年に安保条約が改定された際に、米艦船や航空機に搭載された核兵器の持ち込みを、日本政府は黙認するという日米密約をしてしまいました。元外務次官の村田良平氏も、実名で密約の存在を認めています。これまで政府が「密約はない」と嘘をついていたことが明らかになりました。そこで一つ、米軍横田基地を抱える自治体として、国が核兵器の持ち込みを認めていたことは許せない。政府に抗議をすべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目として、かつて横田基地に核兵器を持ち込んだという米兵の証言もありました。横田基地への核持ち込みの実態を明らかにすべきと要求すべきではないでしょうか。3点目として、オバマ大統領も核兵器のない世界を国の目標とする演説を行いました。核をもって脅す核抑止力では平和は来ません。世界で非核の流れが広がっています。福生市には世界平和都市宣言もありますが、さらに加えて非核都市宣言を行うべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（加藤育男君） この件に関しましては、新聞報道などでいろいろと取り上げられておりますが、政府の公式見解は、「核持ち込み」「核密約」とも明確に否定をしております。この核問題につきましては、国政に関する問題でありますので、私がコメントを申し上げる立場ではございませんが、ただ私は、市民の安全安心を守る立場でございますので、政府が非核三原則を厳正に遵守していくことを強く望むことはいうまでもございません。非核都市宣言についてでございますが、御指摘のとおり、昭和45年に市議会におきまして世界平和都市宣言がなされ、この中で非核を含んだ宣言がされております。その後、議会におきましてもたびたび論議されておきまして、昭和56年6月には非核三原則堅持に関する意見書が、平成7年9月には核兵器完全禁止・廃絶に関する意見書が可決されておりますことから、新たな宣言は必要ないと考えております。平和は、全人類が切実に願っているところでございます。核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、私たちに課せられた責務であり、今後も努力してまいる所存でございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 基地を抱える自治体と、かつて横田基地の関係については、核持ち込み、核密約問題は、コメントを避けられましたが、圧勝した民主党の公約にもあるところですので、新しい政府によって早晚明らかになることと思います。市民を守る立場から、政府が非核三原則を厳正に遵守していくことを望むのは言うまでもないとの市長のお答えですので、とりあえずは了解いたします。

3点目の非核都市宣言については、世界平和都市宣言の中に、非核を含んだ宣言が出され、同様の趣旨の意見書が可決されることなどがあり、新たな宣言は必要ないと考えているとのお答えです。世界平和都市宣言は、抽象的表現にとどまっています。横田基地において、ミサイル防衛構想など、物騒な計画が進められる現在、さらには北朝鮮をはじめ、幾つかの途上国での核の脅威も同時に存在するなどもある中で、最先端の危険を抱える横田基地のある福生市としては、今日的課題として、非核都市宣言を並記する意義は大きいと考えます。オバマ大統領も、核兵器のない世界を国の目標とする演説を行いました。被爆国日本こそが、核兵器のない世界を具体的に支え

るのにふさわしい国であり、福生市も共通の利益にあるものとして積極的に指示する立場から、掲げる意義はさらに大きいと考えます。アメリカに限らず、世界がまさに話し合いで国際紛争の解決を目指している、この今だからこそ、非核都市宣言を並記して掲げるべきではないかと私は考えます。今回は、前向きに検討されるよう、この件は要望にとどめます。

ところで、世界平和都市宣言がこの時期、当然に福生市ホームページに掲載されていてしかるべきですが、掲載されているかどうか、掲載されているとすれば、どの部分に掲載をされているかをお聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、世界平和都市宣言のホームページへの掲載についてでございますが、現在、福生市議会及び福生市におきまして、御指摘の昭和45年の世界平和都市宣言、それと昭和48年の福生市健康都市宣言、それに昭和58年の福生市交通安全都市宣言、また、平成3年の暴力団排除に関する宣言と、この四つの宣言をいたしておりますが、いずれの宣言もホームページに掲載されていない状況でございます。この四つの宣言につきましては、市議会及び市といたしまして決意表明として極めて重要な事項でございますことから、早速関係各課と調整の上、この四つの宣言を同時にホームページに掲載してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。早速掲載してくれるということで、次に移りたいと思います。

（3）思いやり予算と減らされ続ける基地交付金についてお聞きいたします。1979年度から始まった基地建設費（提供施設整備）が、2008年度までの30年間で約2兆1283億円に達しています。横田基地では、1777億円が使われています。思いやり予算は、本来、日本が負担しなくてもよいはずの予算であります。また、米軍再編に関する予算も、日本が負担すべきものではありません。①として、横田基地内で基地建設費（提供施設整備）により建てられた施設について、施設の規模、金額、どのように使っているか検証すべきではないかと考えます。そこで、横田基地内各種学校の学級の人数は何人か、どのように運営されているのか、日本国の税金で負担すべきものなのかについてお聞きしたいと思います。

②として、米軍再編に関して、託児所が移設、移築されます。そこで、現在の託児所の面積や預かっている子どもの人数は何か、将来の入所予定者は何人なのかをお聞かせください。

この①と②に関連して、3点目として、横田基地に居住している子どもの人数について、入学前、小学校、中学校、高校、大学それぞれ何人いるかをお聞かせください。

④として、日本国民の暮らしを守るためにも、思いやり予算、米軍再編関連予算の縮小を求めるべきであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

⑤として、市財政を圧迫する固定資産相当の基地交付金、毎年24億円も未収問題の解決策はどのようにお持ちでしょうか。以上5点についてお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 思いやり予算と基地交付金についてお答えいたします。提供

施設整備につきましては、日米地位協定第24条2の規定によりまして、我が国は米国に負担をかけないで、施設・区域を提供する一義的義務を負っており、同規程に基づき、我が国の負担で施設を整備し、米側に提供しておると認識しております。基地を抱える自治体としましては、基地内だけでなく、周辺環境整備などについても、十分な予算措置を講じるよう、強く要請を行っております。なお、横田基地に居住する子どもの人数などにつきましては、現在基地広報部に確認をいたしておりますが、回答は届いておりません。

次に、基地交付金についてでございます。まず、奥富議員の言われる24億円の未収というのは、固定資産税相当額と基地交付金の交付額との差額ということであると思っておりますが、この差額につきましては、議員の言われるとおり、平成19年度は約24億円、平成20年度は約26億円となっております。この理由につきましては、国の基地交付金の予算が十分に確保されていないということでございます。また、基地交付金の交付額につきましては、固定資産税の代替的措置であるということで、資産価格に見合った税相当額を交付するよう、全国基地協議会、全国市議会議長会や、周辺5市1町で構成しております基地関係税務協議会などで、国に対して要望しておりますところでございます。今後につきましても、粘り強く要望等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。まず1点目として、横田基地内で基地建設費により建てられた施設について、日本国の税金で負担すべきものなのかと、4点目の日本国民の暮らしを守るためにも、思いやり予算、米軍再編関連予算の縮小を求めるべきということについて、日米地位協定を引き合いに出されました。米軍基地の自由使用や、税金の免除、刑事裁判権からの免責など、米兵のための数々の特権を定めた地位協定ではありますが、米軍基地はただで提供するが、基地内の費用は、すべてアメリカ政府と米軍が負担すると、日米地位協定24条に取り決められております。当時の防衛庁の山上防衛長官は、米軍が基地に入りました後において、いろいろな備品をつくる、設備をつくる、家を建てる、これは自分でやるのが建前となっていてと説明していました。しかし、1978年、アメリカ政府は、財政赤字を最大の理由にして、米軍駐留経費の負担増を要求してきて、これに応えたのが、佐川急便事件で失脚した金丸信元防衛長官です。「思いやりの精神があってもいいじゃないか」と発言して、日米地位協定に違反する駐留経費負担に踏み出したのが実際です。協定違反を取り繕うために、米軍への「思いやり」という言葉を使ったものです。したがって、日本の多くの庶民が不況下で、高い税金、高い負担に苦しんでいるときに、このような協定にもない負担は、はねのける必要があります。さらには、米軍再編関連予算、矛と盾の矛盾のように、先の知れない膨大な予算を伴う軍事産業だけを儲けさせるミサイル防衛、グアムの基地など、国外の基地機能強化費用まで負担するなどの関連予算を含む、米軍再編関連予算の縮小を求めるべきです。その上で、福生市など基地があることによって、騒音ばかりか産業、経済の発展に支障を来しているところへの助成金の増額を要求すべきであります。

そこで一つお伺いしたいと思います。提供施設整備で建てられた主だった建物と、建設費を知りたいのでお聞かせください。

もう一つ、横田基地の提供施設整備の3年間くらいを教えていただきたいと思います。

それから、5点目を質問した件で、市財政を圧迫する固定資産税相当の基地交付金、毎年24億円も未収問題の解決策では、平成20年度はさらに乖離して、26億円となっておりますというふうな答弁がありました。限りなく減らされているわけです。しかも、防衛補助の関係も騒音値が基準に達していないから、補助も減少の一途をたどりそうな気配なわけです。福生市の経済的被害ははかり知れないのに、逆に市の基地の被害、生存への危険性もどんどん拡大している。これは、横田基地の全面返還を求めるしか解決策はないのではないのかと考えますが、その点についてのお考えをお聞かせください。途中の託児所、横田基地はぜひ基地対等でまたお聞きしていきたいと思いますので、以上お願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、思いやり予算の関係で、3点ほど再質問をいただいております。最初に、1点目の提供施設整備で建てられた主だった建物と建設費ということでございますが、予算額で申し上げますが、まず、家族住宅が653億2200万円、管理棟が214億1400万円、厚生施設が111億9200万円、駐機場が80億3800万円などでございます。

次に、提供施設整備費を3年ぐらいということでございますが、契約ベースの予算で申し上げますが、19年度が約26億円、20年度が約16億2000万円、21年度が約14億円でございます。

次に、補助金などの減少への解決策ということだったと思いますが、補助の減少などに対する解決策ということでございますけれども、これまでも申し上げておりますが、防音機能復旧事業に向けた要請など、事あるごとに行ってきておりますし、また、新たな補助メニューの創設に向けた要請なども行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、基地周辺対策の充実を強く要請してまいりたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 私としては、横田基地の全面返還を強く主張していくことが必要かと思いますが、防衛省にも横田基地対策特別委員会で要請を行ったわけですから、この際、福生市の議員全員で総務省に押しかけると、要請行動を検討すべきではないかと、議員の皆さん含めて呼びかけておいて次に移りたいと思います。

（4）として、事件・事故等で新たな情報はあるかについてお聞きしておきたいと思います。5点ほど、横田基地における新型インフルエンザ発生、米軍人の公務執行妨害について、PAS、パブリック・アドレス・システム、横田基地内の砲弾発見について、日米友好祭「カーニバル」の関係、一部御答弁いただいている部分もありますが、お願いします。

○市長（加藤育男君） 事件・事故等で新たな情報はあるかとの質問にお答えいたします。まず、横田基地内での新型インフルエンザの発生でございます。患者は、基地

内の米軍人男性で、6月27日土曜日に発熱し、6月29日月曜日に、基地内で診察を受けております。簡易検査の結果は陰性でありましたが、念のため検体を本国に送付したところ、7月6日月曜日に、新型インフルエンザ感染が確認されたというものでございます。現在は、その患者も回復しており、家族に関しては、発症しなかったとのことでございます。

次に、米軍人の公務執行妨害でございますが、7月15日水曜日の未明に、福生市内で酒に酔い、所有者不明の車の窓ガラスを破壊し、さらに警官を殴り逮捕されたというものでございます。この件に関しましては、東京都と5市1町で、軍人等に対する教育、綱紀肅正、再発防止等を図られたい旨の要請を行ったところでございます。それに対し米側からは、「私どもも大変遺憾に感じている。軍としても、厳重な処分を行うつもりである。今後も、万が一基地外で事故・事件などを起こした場合には、一貫して厳しい態度で臨んでいく」との回答を受けております。

次に、8月12日の午後10時前にサイレンが鳴った件でございますが、横田基地広報部などに確認をいたしましたところ、基地内での演習に伴い、PAS、パブリック・アドレス・システムを使用したとのことでございました。福生市に対しては、演習を行うとの情報はありましたが、このような時間帯にサイレンを鳴らすとの連絡はございませんでした。そのため、このような時間帯にサイレンを鳴らすことはもちろんのこと、演習時の影響が、基地外に及ばないような措置を講じるよう、強く要請を行ったところでございます。

次の横田基地内での砲弾の発見につきましては、杉山議員に答弁をさせていただいておりますので、一部割愛をさせていただきます。まず、発見に至る経緯でございますが、去る8月14日午前9時55分ごろ、作業員が除草作業をしている際に、横田基地の東地区内にあるごみ処理場付近で、不発弾を発見したというものでございます。その後、午後3時55分には、発見された不発弾が基地中央部の処理用地に移動されたため、不発弾の発見場所から半径100メートル以内の区域への立入禁止が解除され、午後4時55分に米軍による爆破処理が終了したとのことでございます。なお、東京都と5市1町では、8月17日に第374空輸航空団の司令官や、北関東防衛局長などに対して、横田基地内において、ほかには不審物がないかなどの点検や、危険物発見などの事態に際しては、即時に情報提供いただきたい旨の要請を行っております。

次に、横田基地友好祭についてでございます。横田基地広報部に確認したところでは、入場者数は、去年の倍近い17万5000人だったとのことでございます。これは、天候に恵まれたことと、日本本土に初飛来した、最新鋭ステルス戦闘機のF-22が展示されたためであろうと広報部は話しておりました。ことしの友好祭では、F-22のほかに、横田基地の常駐機であるC-130や、UH-1Nのほか、米軍のF-18やC-17、航空自衛隊のF-15など43機が展示されております。また、ことしも約200店の露店や、特設ステージでのバンド演奏、航空機によるデモフライトなども行われております。また、打ち上げ花火は、23日の日曜日に予定どおり

行われております。

また、苦情件数でございますが、友好祭前日の21日の金曜日には、友好祭に展示するために各地から戦闘機が飛来いたしましたので、苦情件数が最も多く、24件でございました。これは、午後3時ごろ、複数の戦闘機が着陸待ちの状態で福生市上空を旋回したための苦情がほとんどでございました。なお、苦情件数の合計につきましては29件でございました。

次に、観光協会が自由広場に開設した駐車場の利用状況でございます。ことしの実績は、観光協会に確認いたしましたところ、22日の土曜日が大型車46台、中型車3台、23日の日曜日は大型車43台、中型車7台、合計で99台でございました。なお、昨年度の実績は、大型車82台、中型車9台の91台でありましたので、8台の増となっております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。ほかの方にもいろいろお答えいただいておりますので、絞りまして、カーニバルの関係で、友好祭での苦情件数29件のうち、金曜日に戦闘機による苦情が24件あったということはわかりました。ほかにどんなものがあったのか、お聞かせいただきたいと思います。1点だけお願いします。

○企画財政部長（田中益雄君） 友好祭の関係で、他にどのような苦情等があったかということでございますけれども、金曜日以外に騒音に関する苦情が2件、今回、特に牛浜駅が混雑いたしましたので、これがどうにかならないのかということが市の方に苦情として2件入っております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 金曜日以外の騒音に関する苦情2件、それから、牛浜駅の混雑、どうにかならないかの苦情が2件ということで、牛浜駅乗降客数が2日間で10万人では相当のもので、むしろ苦情が少なかったと言えるのかと思います。日常の通勤混雑で、多くの方は非人間的扱いにならされたということでしょうか。事件・事故等の詳細については、基地対でお聞きしていこうと思います。

そこで、インフルエンザの方に移りたいと思いますので、新型インフルエンザについて、2件目ですね（1）福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携についてお聞きします。6点について一括で答えて構いません。①東京都が7月11日からかかりつけ医など一般医療機関での診療を可能にした件。

それから、2点目で、発熱相談センターが新型インフルエンザ相談センターに変更、西多摩保健所等となった件。

それから3点目、保健センターでは保健医の配置はあるのか、何ができるのか。

4点目として、各対応窓口の対応可能件数、平常時、緊急時、時間当たりの件数などもわかればお願いします。

それから、5点目として、タミフル耐性菌、異常蔓延など、寒い時期の緊急体制の検討はどこまで来ているのか。

6点目として、冬期に向けての対応計画等の状況について。以上6点についてお願いします。

○市長（加藤育男君） 福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携についてお答えいたします。ことし5月の新型インフルエンザ国内発生以降、都内でも多くの集団感染が発生し、我が国でも、新型インフルエンザに感染した方の死亡例が報告されております。本格的な流行期に入り、今後さらなる感染者に備えて、東京都は、入院患者の増加への対応や、重篤化しやすい妊婦や、基礎疾患のある方への適切な医療提供体制の確保を実施しております。東京都は、これまでは発熱患者に対して、発熱外来の紹介を行ってまいりましたが、7月11日以降は、新型インフルエンザ患者の発生状況、国の運用指針の改定等を踏まえ、感染が拡大した場合に備えた持続可能な体制を構築するため、新型インフルエンザの疑いのある方については、かかりつけのお医者さんなど、一般医療機関が診療する体制に移行いたしました。

一般医療機関が診療することに伴いまして、発熱相談センターは、名称を新型インフルエンザ相談センターと変更いたしました。これまで設置していた発熱相談センターは、発熱患者に対して発熱外来の紹介を行ってまいりましたが、発熱外来の廃止に伴い、新型インフルエンザ相談センターは、かかりつけ医がないなど、受診する医療機関がわからない方や、自宅療養される方の相談窓口となりました。

福生市保健センターでは、地域保健法第18条第2項に基づき、保健師の配置はしておりますが、新型インフルエンザ対応の保健医の配置はしていません。新型インフルエンザの問い合わせに関しましては、かかりつけのお医者様など、一般診療機関で受診できるなどの情報を提供しております。

新型インフルエンザに関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までは西多摩保健所にごさいます新型インフルエンザ相談センターから回答いたしております。名称が新型インフルエンザ相談センターに変更になった7月13日から8月24日までの30日間で395件、1日平均13.2人の相談があったそうでございます。平日夜間の午後5時から翌日午前9時、また、土曜日、日曜日、祝日の問い合わせは、東京都庁で回答しております。7月11日から8月24日までの45日間で2万6295件、1日平均584.3件の相談があったそうでございます。問い合わせ件数に応じ、電話回線を増設して対応するとのことでございます。

また、東京都感染症対策本部は、平成21年8月20日付けで、秋冬に向けた医療体制の整備を発表いたしました。医療体制の確保として、都内全病院への新型インフルエンザの入院患者を受け入れるための体制確保の要請や、一般医療機関への周知として、外来における早期診断、早期治療の徹底について東京都医師会を通じ協力依頼をしております。また、ハイリスク患者受け入れ体制の確保として、妊婦、透析患者等ハイリスク患者が重篤化した場合の確実な受け入れ先確保のため、産科、透析機能を有する病院、感染症診療協力機関に対して協力を要請しております。また、医療体制の確保の一つとして、妊婦、透析患者等に対し、医療機関等を通じて個別に注意喚起するとともに、相談体制の充実や都民への感染予防策の周知徹底などに取り組んでおります。また、健康安全研究センターの検査体制の強化や、抗インフルエンザウィルス薬の追加備蓄として、タミフル、リレンザ各100万人分を追加し、合計600

万人分備蓄の予定でございます。市民の皆様におかれましては、手洗いやうがい、そしてせき、くしゃみの症状がある場合は、マスクをするなど、予防対策、感染拡大の防止対策に努めていただきたいと存じます。

冬期に向けての対応でございますが、市は大流行に備えた感染予防を図るため、防護服、マスク、消毒液などを備蓄する予定でございます。対応計画書等の状況でございますが、国、東京都からの決定事項及び東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応し、西多摩保健所とも連携を図りながら、市民の皆様が安心して生活できるよう努めてまいります。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 簡潔にお答えいただきましてありがとうございます。おおよそわかりました。そこでちょっと角度を変えて、1点目として、普通のインフルエンザ患者イコール新型インフルエンザ接種となっているような感じがするのですが、そこら辺の点。それから、A型イコール新型インフルエンザというふうな規定になったのか。新型インフルエンザ疾患の方の発生があるようではけれども、個人ベースの情報が特別は流れていないので、ここら辺のところどういうふうになっているのか。集団発生にシフトしたために、個人的なものはあえて流さないというふうな変更があったのか、そこら辺のところをお聞かせください。

2点目、市内病院や医院と西多摩保健所との連携がうまくとれているのでしょうか。あまりA型インフルエンザについては、調整がとれていないようにも聞いております。

3点目として、福生病院、福生市内、西多摩医療圏での治療薬の備蓄については、どのような状況なのでしょうか。

4点目として、ワクチン接種等に対する、財政的支援の考えはあるのかどうか。

それから5点目として、幼児の発症で保育園に子どもを預けられない場合、何らかの経済的支援策が打たれるのか。親が働きに行けないような、こういったところに対する対策は考えておられるのか。

6点目として、飲み物、食べ物等、基本的な患者指導がなされていないような例を聞きます。例えば、新型インフルエンザの患者の外出制限の協力にと、買い物をして欲しいものを聞いたら、レモンジュースとビールを希望された。こういったケース、構わないものなのか。少し具合がよくなったからと、横田の友好祭に出かけて行った方があったとも聞きます。こうしたことに、どのように対応していくのかお聞かせください。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、新型インフルエンザにつきまして、6点ほどございますが私の方からは5点について答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、医療提供あるいは感染者の情報の公表というようなことで、理解して答弁をさせていただきます。まず、新型インフルエンザが発生し初めたころにつきましては、市長答弁にもございましたが、発熱相談センターに相談をし、発熱外来に受診し、そして、簡易検査あるいは遺伝子検査によって新型インフルエンザと確定されるという経過でございました。それによって、治療をということになるわけでありましたが、現在言われておりますタミフル等が効果があるというふう

はなっておりますが、当時はそういう状況ではなかったということでございます。また、感染者の情報の公表でございますが、それまではやはり、発生ごとに個別に公表がされておりました。しかしながら、7月以降に患者が拡大をいたしまして、7月11日は東京都では、一般の医療機関において診療が可能となって現在に至っているところでございます。一般の医療機関におきましては、受診の仕方等は田村正秋議員にお答えしたとおりでございますので、省略をさせていただきますが、いわゆる受診をしていただいて、医師の判断によってタミフル等のウイルス薬の投与によって一般診療が行われるということになっております。ただ、集団発生いわゆるクラスターサーベランス、これを防止するということに現在重点が置かれております。したがって、集団発生につきましては、現在は週1回、木曜日というふうに聞いておりますが、患者の発生状況については東京都のホームページ等では、公表されておるところでございます。そのような経過で現在に至っておるということで、御理解をいただければと思います。

続きまして、2点目の連携がとれているかということでございますが、このように東京都、あるいは国の指針等が変更になってございまして、発熱外来の設置から、一般医療機関での外来診療などに移行してきているというようなところを含めては、連携は、私どもはとれているのではないかと考えておりますし、西多摩地域に限りましては、西多摩保健所が中心となりまして、西多摩の医療機関、あるいは自治体の担当者等による連絡会議、こうしたものを何回か開催し、そうした意見交換、あるいは情報の共有をさせていただいているというところでございます。

次に、3点目のいわゆる西多摩医療圏におきますタミフル等のウイルス薬の確保の状況でございますが、これはなかなか個別の医療機関等には、問い合わせすることはなかなか難しく、西多摩保健所に一応確認をさせていただきましたが、現在、不足しているという医療機関は、今のところはないというふうなことでございます。それぞれ各医療機関では、必要数に応じて確保しているというふうに思われるというふうなことでございますが、ただ不足をする事態になった場合には、東京都が備蓄をいたしておりますタミフル等のウイルス薬、こうしたものを提供するというふうに聞いております。

次に、ワクチンの市としての財政支援ということでございますが、現在、新聞等では優先順位等が報道をされておりますが、国として正式に決定をしている段階ではございません。また、ワクチンの接種単価といいますか、そうしたものも、まだ確定はいたしておりませんので、現時点では何とも申し上げられない状況であろうかと、そのように考えております。ただ、現行の季節型のインフルエンザにつきましては、これは任意接種でございますので、原則は接種者の自己負担ということになってございます。ただ、現行のインフルエンザのうち、65歳以上の方につきましては、一部公費で助成があるというふうなことでございますので、強いて申し上げるならば、こうしたことと同様な方法が想定はされるというふうに考えております。

最後にいろいろな患者の容体についてのお問い合わせでございますが、これはイン

フルエンザに感染した場合でございますので、あくまでもこれは医師の指導、そうしたことによるものと、そのように考えております。したがって、医師の指導、指示に従って行って、適切な行動をとっていただくということが一番大事かというふうに考えますし、私どもとしては、感染の予防というような意味で、広報、あるいはホームページによって、いわゆる手洗い、うがい等の勧奨を進めさせていただいているということで御理解をいただければと思います。私からは以上でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは5点目の、保育園の関係でございます。子どもがインフルエンザにかかった場合、家庭で保育するために、仕事に行けなくなる家庭に対する経済的な支援の考えということでございます。インフルエンザに限らず、これまで感染症と言われるおたふく風邪、はしか、あるいは水疱瘡といった場合でも、家庭での保育をお願いしております。したがって、こういった場合と同じでございますので、特に経済的な支援というふうな考えは思っておりません。以上でございます。

○副議長（田村正秋君） それでは、午後4時5分まで休憩をいたします。

午後3時54分 休憩

~~~~~

午後4時5分 開議

○副議長（田村正秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（奥富喜一君） 丁寧なお答えありがとうございました。時間がないのでちょっと省略をいたしまして、次の方に進みたいと思います。

新型インフルエンザの（2）米軍横田基地とインフルエンザについて、①新型インフルエンザ蔓延や強毒化等、緊急事態での連絡・防疫体制の計画について、②として、市民生活との関係で、万全と考えられておられるかについて、2点についてお聞かせください。

○市長（加藤育男君） 米軍横田基地とインフルエンザについてお答えいたします。緊急事態での連絡・防疫体制でございますが、東京都を通じ、外務省に確認をいたしましたところ、外務省からの回答では、「米側は、日本側がとっている措置と、基本的に同様の措置をとり、適切な新型インフルエンザ対策を講じているものと承知している。具体的には、米軍の医療機関において簡易検査を行い、陽性の場合には、日本の検査機関に検体を送り、検査を実施している。また、検査の結果、感染が確認された場合、原則として医師の指示に従い、入院措置ではなく外出を自粛し、自宅において療養を行う。また、政府としては、米軍施設・区域における新型インフルエンザ対策についても、引き続き、日米間における緊密な連携を維持していく考えである。」という内容でございました。

次に、市民生活との関係で万全と考えるかに関しましては、基本的に、日本側と同様の措置をとっているとのことでございます。今後とも、市民の方が少しでも安心できるよう、適切な対応や、正確かつ迅速な情報提供などについて、東京都と5市1町とも連携を図る中で、情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上でござい

ます。

○8番（奥富喜一君） 1点目の方は、今後についてもぜひ速やかな情報提供に努めてくださいということにしておきます。

2点目、適切な対応や正確で速やかな情報提供などについて、東京都と5市1町とも連携を図る中で要請していくとのことです。福生市民は、一般的な流行と横田基地という別のルートのはさみ打ちに合いますので、二重に流行の渦中に引き込まれる危険にさらされます。市民の安全安心の確保のために、最大限の努力を払われるよう要望いたして次に進みたいと思います。

3点目、市内建設業との災害時応援協定締結について、前回もお聞きしておりますが、現状の進捗状況と締結時期の見通しについてお聞かせください。

○市長（加藤育男君） 市内建設業者との災害時応援協定締結についてお答えいたします。6月議会でも御質問をいただきましたが、大地震等などの大規模な災害が発生した場合、災害の復旧対策として、土木機材や労力などで御協力をいただき、迅速かつ円滑に応急救援活動ができるよう、地元の建設関係業者の方々との災害応援協定を考えております。ただいま福生市商工会を通して、建設部会の中で、協力会のような組織での応援協定の話を進めており、協定内容などの検討に入っている段階でございますので、なるべく早い時期に締結ができればと考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ところで、多摩地域で災害時応援協定を実施しているところはどのくらいあるのでしょうか。その点をお聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、他市の状況でございますけれども、近隣には羽村市、昭島市、武蔵村山市など多摩地区全体では20市が建設関係団体との応援協定を締結している。そのような状況でございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 災害は待ってくれません。いつ襲ってくるかわかりませんので、早急に進めてくださいと要望をしておきます。

4点目に移ります。高齢者健康維持・促進策での経済的負担軽減策について、前向きに健康維持管理に取り組む大変多くのお年寄りの方がおられる一方、後ろ向きな健康維持管理の方もおられます。病気をしないということは、御本人の幸福でもあります。行政の経費節減にも大きく貢献しているのは間違いありませんので、市民に対し、健康の維持管理への啓発と行動機会を提供することは大変重要です。

そこで、一つ目、65歳以上の方への健康管理促進策の現状と今後のプランについて、健康管理施設の設置、青梅市のように宿泊券の支給、年4回、3000円などについての検討はされているかどうか。

2点目、現在、病気にかからず元気で過ごしておられる方への、健康維持努力に対する支援も大事かと考えます。スポーツ施設等の利用料の減免などの考えについて。以上に2点についてお聞かせいただきたい。

○市長（加藤育男君） 高齢者健康維持・促進策での経済的負担軽減策についてお答えいたします。65歳以上の方への健康管理促進策の現状と、今後のプランについてでございますが、現在、福生市では65歳以上の高齢者に限らず、健康ふっさ21健

康づくりプランに基づきまして、全市民の健康づくりを実施しているところでございます。65歳以上の方につきましては、特に介護予防の面から、平成18年度の介護保険法の改正を契機に、介護予防健康診査を開始いたしました。医師による生活機能評価を行った上で、筋力向上トレーニング、口腔機能向上、低栄養改善などの介護予防事業を行うことにより、高齢者の健康維持・促進を図り、要介護状態の防止などに、積極的に取り組んでおります。また、介護予防事業が終了した方などには、市内体育館で行っている高齢者向け健康教室に参加していただくなど、高齢者の健康増進を行っているものでございます。現状では、一定の効果を上げていると考えております。そのようなことから、さらに高齢者に宿泊助成券を配布する事業は考えてはおりません。現時点では、市民契約保養施設を有効に活用していただきたいと存じます。

次に、健康維持の努力に対する支援でございます。高齢者が外出し、各種公共施設において活動されることは、高齢者が生きがいをもって生活することや、閉じこもりを防止することなどに有効なことと考えております。そのためにも、福生市では福祉バスの試行運行を開始し、外出支援も行っておりますので、新たに高齢者の方に限定した各種施設の使用料の免除を行う考えはございません。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。まず、介護事業の取り組みについてはわかりました。ところで、健康遊具について、増田議員、大野聰議員、直近では2007年の3月議会で、原田議員が聞いておりますが、健康遊具の取り組みはどんな状況でしょうか、お聞かせください。ただ遊具があるだけではなかなか活用していただけない、リーダー的な方の育成が求められるところですが、その辺についてもお聞かせください。

2点目として、生活保護以下の収入で、健康管理に常に気をつけ、生活保護を受けずにさらに頑張っている方も相当数おられることを十分考慮された施策を、こちらは要望ということでしておきます。1点目だけお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、健康遊具について御答弁申し上げます。現在、市内の公園のうち、7カ所に7種類の健康遊具が設置をされております。平成18年に健康ふっさ21プランを作成した際に、合わせて健康遊具の使用方法等について、福祉部、都市建設部、教育委員会とで共同いたしまして、パンフレットを作成しております。今後、当面これらも継続するとともに、健康遊具等のPR、さらに啓発などに努めてまいりたいと考えております。また、いわゆる指導員というようなお話もございましたが、現在、健康づくり推進員によりまして、この8月に自由広場と福東公園におきまして、朝のラジオ体操を継続的に実施させていただいております。そうしたアレンジといいますか、そうした形で、この健康遊具を活用した取り組みが今後できないかというようなことなども含めまして、今後の一つの課題とさせていただければと思っております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ラジオ体操の取り組みは、ぜひ進めて成功させていただきたいと思います。あわせて、この取り組みの中で、リーダーを育てるということで、ぜひリーダーを育て、お年寄りがよりいつまでも元気に過ごしていただけるよう、また、

健康遊具の活用、導入にもつなげていく努力を要望してこれを終わります。

次に、5点目、福祉バス及び市内循環バスについて。5点ほど、福祉バス利用登録及び運行の状況について。福祉バス試行の見通しについて。アンケートなどでは、どのような希望が出されているかについて。逆方向から走らせることによる運行間隔の充実について。これも前回も言っていますが。市内循環バスの取り組みについて。以上5点についてお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 福祉バス及び市内循環バスについてお答えいたします。

まず、福祉バスの利用登録及び運行状況でございますが、利用登録につきましては、この7月30日現在で4285人、利用対象者別の内訳では、引き続き高齢者の利用登録が3083人で、7割を超える状況でございます。乗車人数につきましては、前年度6万1095人で、ことし4月から7月末までは、2万4223人ございまして、運行開始からは、8万5318人の御乗車をいただいております。1日当たりでは、約240人の御利用となっております。

次に、福祉バス試行の見通しでございますが、平成21年4月に実施いたしました利用者アンケートでは、運行日、運行便数、走行時間などについて、70%以上の方が今のままでよいという回答をされております。運行コース以外は、ほぼ現行の運行体制を望む意見が大勢を占めている結果となっております。また、85%の方が今後も利用したいと回答され、多くの感謝の声もいただいているところでございます。これらの意見や、試行期間中の1日あたり240人の乗車人数の実績を踏まえますと、このまま次年度以降も試行運行を継続する状況にもないことから、福生市福祉バスの本格実施を行おうと考えております。なお、本格実施の時期についてでございますが、運行コースの見直しに伴う周知や、車両の準備期間などから、年度の区切りである平成22年4月1日とし、新車両への切りかえにつきましても、平成22年4月からといたしたいと存じます。したがって、試行運行は、平成22年3月までを予定しておるところでございます。

次に、この間の利用者要望でございますが、平成20年5月の運行開始日より、各種要望の中でも、バス停の路面標示、時刻表の改善、利用登録場所の拡大、福生病院仮設ロータリーへの乗り入れ、子ども応援館前バス停設置など、改善できるものは積極的に改善を行い、利用者サービスの向上に努めてまいりました。今回の利用者等へのアンケート調査による利用者要望では、車両への要望や、運行経路などが主なものでございまして、車両関係では、乗り降りが比較的容易なノンステップバスの導入、車内音声ガイド、車内電光表示、車体外案内表示などがございます。これら車両関係の要望につきましては、新車両への移行時にほぼ解消できる予定となっております。また、車両関係以外の要望につきましては、駅周辺へのバス停設置や、停留所の増加などがございますので、平成22年4月の本格実施に向けて改善を行っていく予定でございます。

次に、逆方向から走らせることによる運行間隔の充実についてでございますが、現行の運行経費などから考えまして、難しいものと考えております。

次に、市内循環バスの取り組みについてでございます。これまでも、何度か御質問をいただきお答えいたしておりますように、市内循環バス、コミュニティーバスにつきましては、市内循環バス導入検討調査結果や他市の実績などから、市内循環バスを走らせることは、大変困難であるという認識は変わっておりません。したがって、現時点では、先ほど申し上げましたように、福祉バスの本格実施に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 1点目の福祉バス利用登録及び運行の状況について、乗車人数も前年同月で見ても増加しており、利用登録も順調に進んでいるようですが、まだ福祉バスを御存じでない、登録されていない方もお見受けします。車いすでも乗車が可能であることを知らない方も多数おられます。リフト付きのバスが1台ということも影響しているのかとも思いますが、その辺での今後のPRはどのようにお考えでしょうか。

2点目の本格実施を来年4月1日とし、新車両への切りかえも平成22年4月からとのことで了解いたします。

それから、3点目のアンケート調査での利用者要望では、車両や運行経路などが主で、車両関係では乗り降りが比較的容易なノンステップバスの導入、車両音声ガイド、車内電光掲示板などで、新車両移行時にほぼ解消できる予定とのことですが、大きさをどのようなものと想定されておられるのか。車いす利用はどの程度可能かなど構想についてお聞かせください。運行経路については、抜本的な変更は行わないものの、利用者要望の取り込みや懸案になっていた見直しを、平成22年4月の本格実施に向けて改善を行っていくということですので、期待をしたいと思います。

4点目、利用者の利便性を考慮し、ぜひ逆方向を走らせることも御検討いただけるよう、これは要望しておきます。

5点目、CO₂削減という車社会の脱却が求められている現状にあるとき、バスの活用は今後ますます求められてくるといえることから、企画財政部の仕事になると思いますが、コミュニティーバスの導入の計画・立案も、早期に取り組まれますよう要望しておきます。

6点目として、多くは親切な運転手なのですが、何人かの方から「足が不自由で遅くならざるを得ない」とか、そういったことで「早くしてください」とせかされ、悲しい思いをされた方がおられるようです。運行に支障が出るのはわかりますが、「そのための福祉バスでしょう。」とも言われています。もう少し優しく対応してほしいとの意見も多いところで、この点どのようにとらえておられるかお聞かせください。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、車いす利用等のPRでございますが、これまでも試行運行開始時から、市の広報あるいはホームページ、パンフレット、ポスター等を作成いたしまして、広範囲にわたってPRに努めてきたところでございます。あわせて、老人クラブや各町会、あるいは民生委員等にもPRをさせていただき、さらに出前講座なども積極的に参加し、周知をさせていただいております。今後につきましても引き続き同様に、さらに本格実施に向けた取り組みとして、さらなるPR

に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新車両の大きさ、あるいは車いすほどの程度可能かということでございますが、現時点では確定的には申し上げられませんが、やはり現行のコースが、かなり狭いというところもございますので、大きさにつきましては、現行のバスとそれほど変わるものではないというふうに、やっぱりお考えをいただければなと思っております。ただし、ノンステップ、いろいろやはりバリアフリー等には配慮させていただきたいと考えております。それから、車いすでございますが、現在は1台しか車いすが使えませんので、本格実施に際しては、2台とも車いすが利用できるよう、ただし、乗車スペース、リフトというわけにはいきませんが、いわゆるシートをはね上げ、そこに車いすがセットできるような、そのようなものにしてもらいたいと現時点では考えております。

続きまして、利用者にもう少し優しい対応ということでございますが、この点につきましては、私どもといたしましては、運行事業者、特に乗務員に対しては、やはり安全運行と丁寧な対応ということを第一に指導し、お願いをしているところでございます。今回の4月のアンケート調査でも乗務員の対応は丁寧であるというようなこともいただいておりますが、もし御指摘のあるようなことがあれば、当然のこととして運行事業者に対しまして、安全運行とさらなる高齢者等への丁寧な対応について、強く指導をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 最初の周知徹底の関係は、3点目のノンステップバスと言うか、新しいバスが走って2台とも車いすが乗れるような形になれば、それがまた逆にPR、ミニコミュニケーションといいますかね。ということで、解決できるのかなとも思います。いずれにしても、PRにはぜひ努めていただきたいと思います。それから、ぜひその安全、優しく、丁寧な対応ということで、これは本当に大切なところです。障害を抱えておられる方は、そういうところはすごく敏感ですから、いろいろな事情はあるかとは思いますが。特に時間が守らなければならないとかそういう考え方があると、どうしてもそちらに注意がいつてしまつてということもあるかと思いますが、十分注意をしていただけるよう要望しておきたいと思えます。

6点目に移ります。教育施設等の空調利用制限について、(1)夏休み工作教室で、空調の利用ができなかった点について、①として、市内小中学校の空調設備はどのような状況なのか。2点目として、なぜ空調の利用ができなかったか。この二つについてお聞かせください。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 奥富議員の御質問にお答えをいたします。民間の団体が主催をいたしておりました夏休み工作教室で、空調の利用ができなかった件についてでございます。

まず、市内小中学校におけます空調設備の状況につきまして御説明申し上げます。各学校の空調システムは、本校舎の普通教室につきましては、冷温水発生機によります単一ダクト方式の空調システム、特別教室におきましては、室外機を設置をした個

別空調システム、体育館につきましては、独立をした冷温水発生機によります空調システムで運用いたしております。

さて、本年度、市内小学校の空調設備につきましてですが、その稼働状況、そしてCO₂削減効果の観点も踏まえ、種種精査をする中で、小学校体育館での冷房への切りかえは行わないことといたしております。これは昨年度、すなわち平成20年度であります。体育館の稼働状況を見てまいりますと、小学校1校当たりの平均で、夏場の7月から9月におけます冷房の稼働状況は、3カ月間で3.4日、8.5時間で行っていました。この冷房への切りかえには、1校当たり約40万円の経費もかかるところでございまして、これら稼働状況を考慮し、切りかえを行わない方針といたしたものでございます。なお、中学校におきましては、窓を閉めたままで行わなければならない部活動もありますので、それらを考慮し、冷房への切りかえは行っております。したがって、御質問の夏休み工作教室で空調が利用できなかった理由としては、以上のような状況でございます。

なお、この工作教室は、例年、第二小学校の体育館において開催をされており、今年度も同校体育館の使用を前提とされておりましたが、冷房が使用できない状況のため、参加する方の健康面も配慮をいたしまして、特別な措置として、福生第一中学校ランチルームの使用を認め、事業としては実施をされております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） お答えいただきましたが、小学校の体育館について、夏場の7月から9月における冷房の稼働状況は3.4日、8.5時間だと、冷房への切りかえについては、1校あたり約40万の経費がかかる。稼働状況、CO₂削減効果の観点も踏まえ、体育館での冷房への切り替えを行わないことにしたとのことですが、体育館利用の学校開放が、夏季については行われなかったということであり、ここに問題があるように思います。福生第一中学校のランチルームを工作教室として使用した方の感想を聞かせていただきました。狭くてどうしようもない。道具を使うので、狭いと危険が高まる。暑い中なので、子どもたちに熱中症などあったら困るので、やむなく変更した。当初使わないプログラムになっているから、コンピューターのソフトの操作が必要などの説明だった。食い違いがある件はなぜ発生したのか。来年も同じだと困るとのこと。どのように対策をとるのか、今後の対策についてお聞かせください。

○教育次長（宮田満君） 学校施設の学校教育以外、一般利用に関しましては、福生市立学校施設設備使用条例並びに同条例施行規則に基づきまして、教育委員会が学校長に意見を聴取し、支障がないと認めたときに行っているところでございます。今回、民間団体が主催する夏休み工作教室におきまして、先ほどの教育長答弁のとおり、第二小学校の体育館と校庭を利用したいと申し込みいただきましたが、空調設備での冷房の切りかえがなされていないことから、利用申し込み者の方と十分に事前に連絡調整をいたしまして、また、学校現場を説明し、案内をさせていただきました。その結果、冷房のきく第一中学校のランチルームを使用して実施していただくことで申し込

みをいただいたわけでございます。この一中のランチルームは、通常、生徒が昼食時に利用する場合は、約200人の方が利用できる広さでございます。夏休み工作教室が、申し込み時点では150人の参加ということですので、使っただけのではないかと、こういったことで使っていただきましたが、例年使っている体育館に比べますと、狭く感じられたのかもしれませんが。なお、御質問の中で、「コンピューターソフトの操作が必要といった説明があった」と言うような、今議員から話がありましたけれども、職員はこのようなことは説明した事実はありません。また、今後につきましては、夏休み中の体育館が、学校教育での使用予定等がない場合は、小学校の空調設備を冷房に切りかえを行うには、先ほど教育長が申し上げましたとおり、40万円ほどの経費が必要になります。したがって、費用対効果の点から、また、経費節減の点から、来期におきましても、今の現時点では、冷房への切りかえを行う考えはありません。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 考えはないということで、施設設計が環境からかけ離れたものというところに問題も内在しているということも言えると思いますが、今後の課題とも言えますが、学校開放の観点からいけば、これは非常にゆゆしき問題であると考えます。再検討をお願いして、次に移りたいと思います。

6の（2）の方で、地域図書館等の温度設定は、読書及び執務ができる環境となっているか。環境に負荷をかけないL A S－Eの取り組み、経費節減で夏期の温度設定が28度ということで、利用者から暑すぎて眠くなるので、読書の環境として疑問だ、という声もあります。また、5時過ぎに私が地域図書館を訪れた際、外気温もかなり高かったのですが、職員の方が汗びっしょりで執務をされていました。猛烈な暑さで、とても執務のできそうもない環境と感じましたので、各館の温度設定の状況をお聞きます。

○教育長（宮城眞一君） 御質問の地域図書館等の温度設定等についてでございますが、地域図書館3館につきましては、それぞれ冷暖房機および空調機の仕様、あるいは建物構造というのが異なっております。ただ、空調の温度設定としては、3館ともL A S－Eすなわち福生市環境マネジメントシステムに基づきまして、夏場においては摂氏28度、冬場においては摂氏20度を目標に設定をしているところでございます。次に、地域図書館3館の冷暖房機器、あるいは空調機の運転方法、建物の構造などについてでございますが、それぞれに違いがあるところでございまして、各館の状況につきましては、教育次長の方から答弁をさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 教育長の補足答弁をいたします。まず、わかぎり図書館でございますが、平成元年に冷暖房機の改修工事を行っております。各階ごとの全ダクト方式のために、各部屋ごとの設定はできない状況でございます。パッケージエアコンで温度設定をしているところでございます。ON・OFFのスイッチは事務室にありまして、職員が操作しております。冷房につきましては、室温は28度になるように設定しておりますが、学童クラブの育成室に50人ほどが在籍しておりますので、室温が上昇したり、外気が入ることで気温が変化するため、各室内に温度計を設置い

たしまして、適正な室温管理に努めております。しかし、ロビー、閲覧室、事務室、学童育成室など、場所によってはきき方に違いがあったりすることから、職員が体感温度や、利用者の申し出によってこまめに温度調整をしているところでございます。暖房につきましても、同様に場所によってきき方に違いがございます。また、2階地域会館の利用にあたりましては、「ききすぎているときには、事務室に連絡してください」と表示いたしまして、ききすぎの防止に努めております。夜間の会館利用に際しましても、臨機応変の対応をしているところでございます。

次に、わかたけ図書館でございますが、平成8年に冷暖房機の改良工事を行っております。空調機は一階、二階とも各部屋やフロアで個別に温度調整ができますので、ここにつきましても、臨機応変の対応ができるところでございます。昼間の図書館と、夜間の地域会館の利用に対しましては、職員が温度計を確認したり、体感温度や利用者の申し出にこまめに対応し、温度調節をしているところでございます。このことから、利用者の皆様からの苦情等は受けていないところでございます。

最後に、武蔵野台図書館でございますが、平成8年に開館して以来、空調機の大規模な改修は行っておりません。室温調整は開架室や事務室などに設置してある温度計を職員が確認したり、体感温度や利用者の申し出によって管理しているところでございます。図書館の開架室2カ所でございます温度設定の装置を使いまして、室内温度を調整しているところでございます。おおむね良好な温度となっております、これも利用者からの苦情は受けていないところでございます。以上、教育長答弁の補足答弁でございます。

○8番（奥富喜一君） いずれも苦情がないということですが、私は何件か聞いているので、今回あえて質問したわけで、よく利用者の希望をこまめに聞き取って調整をしてください。あわせて、L A S - E、福生市環境マネジメントシステムに基づくものは必要ではありますが、横田基地の騒音対策で、防音仕様になっているはずで、空気を閉じ込める設計になっている上に、特に古いタイプの建物は、冷暖房効率を高めるため、天井が低く設計されているので、温度がこもりがちであることは自明です。かなり無理がある実施であること、市民の利用環境や職員の執務環境、健康を害することのないよう十分注意されるよう希望します。

そこで、職員の執務環境でお聞きしたいのですが、利用者が帰ったあとは、原則、空調を停止して節電に努めているようですが、猛暑の日は、熱中症も起こりかねないと思います。その点での管理はどのようにになっているか、簡単にお聞かせください。

○教育次長（宮田満君） 図書館のうち、わかざり、わかたけの両館でございますけれども、5時の図書館閉館後は地域会館といたしまして、午後10時まで開館しております。したがって、5時以降予約がございましたら、当然夏季ですと、冷房を入れて対応するところでございます。ただ、閉館以後、職員が残るということは普通はないわけでございます、そこで体に変調をきたすような温度設定で執務をしているという事実はないかと思っております。また、5時を過ぎてから10時の閉館まで、シルバー人材センターの方が務めていらっしゃるけれども、この皆様も館外での

労働等で体が暑くなってまた室内に戻る、そのときには、それぞれの方が扇風機を使ってみたり、また、冷房を入れてみたり、そのような形で、体調に変化がないように勤務している。このようなところでございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 市民は当然として、職員も人間であることを忘れずに、過剰な負担、健康を害することのないよう十分管理に気をつけることをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○副議長（田村正秋君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（田村正秋君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月3日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時43分 延会

